

むつ市議会第202回定例会会議録 第3号

議事日程 第3号

平成21年12月9日（水曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

【一般質問】

第1 一般質問（市政一般に対する質問）

（1）6番 新谷 功 議員

（2）10番 鎌田 ちよ子 議員

（3）24番 村川 壽司 議員

（4）2番 新谷 泰造 議員

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（26人）

1 番	澤	藤	一	雄	2 番	新	谷	泰	造
3 番	目	時	睦	男	4 番	工	藤	孝	夫
5 番	横	垣	成	年	6 番	新	谷		功
7 番	野	呂	泰	喜	8 番	浅	利	竹	二 郎
9 番	川	端	一	義	10 番	鎌	田	ち	よ 子
11 番	中	村	正	志	12 番	富	岡		修
14 番	菊	池	広	志	15 番	半	田	義	秋
16 番	千	賀	武	由	17 番	白	井	二	郎
18 番	山	本	留	義	19 番	岡	崎	健	吾
20 番	馬	場	重	利	21 番	山	崎	隆	一
22 番	川	端	澄	男	23 番	高	田	正	俊 夫
24 番	村	川	壽	司	25 番	富	岡	幸	夫 也
26 番	斉	藤	孝	昭	27 番	村	中	徹	

欠席議員（1人）

13 番 佐々木 隆 徳

説明のため出席した者

市 長	宮	下	順	一 郎	副 市 長	野	戸	谷	秀	樹
教 委 員 会 長	山	本	文	三	教 育 長	牧	野	正	藏	
公 営 企 業 者 管 理 委 員 会 長	遠	藤	雪	夫	代 監 査 委 員 会 長	小	川	照	久	
選 挙 管 理 委 員 会 長	佐	々	木	鉄 郎	農 委 員 会 長	立	花	順	一	
総 務 部 長	新	谷	加	水	総 務 部 務 整 監	對	馬	映	子	
会 管 理 計 者 総 理 出 納 室 長	工	藤	正	明	企 画 部 長	阿	部		昇	
企 画 部 事 務 長	近	原	芳	栄	民 生 部 長	齋	藤	秀	人	
保 健 福 祉 部 長	鴨	澤	信	幸	經 済 部 長	櫛	引	恒	久	
建 設 部 長	太	田	信	輝	選 挙 管 理 委 員 会 長	大	芦	清	重	

監事 委員 局長
 查務 委員 局長
 教委事務 員 局長
 図書館 長
 川内 庁 舎長
 脇野 所 長
 総務 課 部長
 企 画 部長
 企 画 課 部長
 建 設 課 部長
 総務 課 部長
 保 福 課 部長
 経 済 課 部長
 教委事務 員 局長
 建 設 課 部長
 総務 課 部長
 総務 課 部長

齋 藤 純
 高 田 文 明
 河 野 健 二
 片 山 元
 松 尾 秀 一
 宮 川 淳 一
 伊 藤 道 郎
 布 施 恒 夫
 花 山 俊 春
 美 濃 邦 彦
 室 館 利 光
 猪 口 和 則
 二 本 柳 茂
 澁 田 剛

教 育 部 長
 公 企 業 局 管 長
 大 畑 庁 舎 長
 総 務 部 書 監 長
 総 務 課 部 書 監 長
 総 務 課 部 書 監 長
 企 画 部 政 監
 経 済 課 部 政 監
 教 委 事 務 課 部 政 監
 企 画 課 部 政 監
 保 福 課 部 政 監
 教 委 事 務 課 部 政 監
 経 済 課 部 政 監
 経 済 課 部 政 監
 総 務 課 部 政 監

佐 藤 節 雄
 佐 藤 純 一
 柳 谷 正 尚
 奥 川 清 次 郎
 山 本 伸 一
 下 山 益 雄
 笠 井 哲 哉
 加 藤 次 男
 石 野 了
 岩 崎 若 男
 高 坂 浩 二
 畑 中 誠
 吉 田 真
 澤 谷 松 夫

事務局職員出席者

事務局 長

工 藤 昌 志

次 長

澤 谷 松 夫

総括主幹
主 事

柳 田 論
井 戸 向 秀 明

主 査 石 田 隆 司

◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（村中徹也） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は25人で定足数に達しております。

◎諸般の報告

○議長（村中徹也） 本日、諸般の報告については、特に申し上げる事項はありません。

○議長（村中徹也） 本日の会議は議事日程第3号により議事を進めます。

◎日程第1 一般質問

○議長（村中徹也） 日程第1 一般質問を行います。

質問の順序は、抽せんにより新谷功議員、鎌田ちよ子議員、村川壽司議員、新谷泰造議員、富岡幸夫議員、中村正志議員、野呂泰喜議員、日時睦男議員、浅利竹二郎議員、澤藤一雄議員、白井二郎議員、工藤孝夫議員、横垣成年議員の順となっております。

今日は、新谷功議員、鎌田ちよ子議員、村川壽司議員、新谷泰造議員の一般質問を行います。

◎新谷 功議員

○議長（村中徹也） まず、新谷功議員の登壇を求めます。6番新谷功議員。

（6番 新谷 功議員登壇）

○6番（新谷 功） おはようございます。民主党

の新谷功でございます。

9月24日に新庁舎で業務を開始して3カ月目を迎え、この真新しい議場においてむつ市議会第202回定例会の一般質問にトップ登壇を担うに当たり、その任の重さと強いプレッシャーを感じておる次第でございます。思えばむつ市議会第201回定例会では、旧庁舎議場での一般質問で最後の登壇、いわゆる大トリの役目を担い一般質問をさせていただきました。感無量の気持ちでおりましたが、凶らずも今定例会では、新庁舎議場でトップ登壇で一般質問をすることに何かしら因縁を感じる次第でございます。

節目節目において重責を担うに当たり、私自身市議会議員23年目を迎えました議員生活を振り返り、議員冥利に尽きるのではないかと自負しております。この真新しい議場と、さらなるネクスト50年を目指す我がふるさとむつ市の限りない発展を追い求め、気持ちを新たにむつ市政発展のため、市民の幸せのために全身全霊を傾け、私に与えられた任務を全うしなければと心を引き締めている次第でございます。新庁舎議場で初めて開催されます今定例会が、村中徹也議長、中村正志副議長のもと、穏やかに粛々と進行することを心から願っております。

さて、2009年、平成21年も間もなく暮れようとしております。サンタが街にやってくる時期、年の瀬を迎え、何かと気せわしくなっておりまして。師走という言葉に耳をいたしますと、この暮れを何事もなく過ごすとともに、心安らかに新年を迎えたいと年々歳々このように思うのであります。しかし、世の中そう甘くないと痛感しております。いえた傷は、いまだ治りません。

私は、昨年むつ市議会第198回定例会、いわゆる12月定例会において一般質問をさせていただきました。連日マスコミ報道は、アメリカ発のサブプライムローン問題から発生した世界金融危機

を取り上げ、報道されました。我が国もその影響をまともに受け、今日に至っております。雇用不安、期間労働者の解雇、さらには高卒、大卒の採用内定取り消しがあり、大きな社会問題となったのであります。とりわけ当市にとっては、自衛官試験仮合格者の不採用という事実が大きく報道されましたことは、皆様方の記憶に鮮明に残っているのではないのでしょうか。

さらには、昨年の12月4日、東京日比谷野外音楽堂には、2,000人もの非正規労働者や労働組合の関係者が集まり抗議行動が起きました。「僕たちにも2009年を迎えさせてください」、「寮から追い出さないでください」、「ホームレスにしないでください」と悲痛な叫び声を上げておりますと報道されました。私は、この一般質問の原稿を書いている中にも、当時の高卒、大卒、非正規社員を問わず、その後どういう道を歩んでいるのか、今はどうしているのかと気になっております。初志貫徹ならずとも、決して挫折することなく、それぞれの目標に向かって果敢に挑戦して強く生きているものとご推察申し上げます。前途に幸あらんことを念じてやまない次第でございます。

さて、ことしも師走を迎え、いい話題がございません。デフレ、円高、株安問題が日本経済を大きく揺さぶっております。静観を決め込んでおった日銀の白川総裁も、市場経済の動きに敏感に反応し、重い腰を上げたのであります。先日鳩山総理と会談し、市場介入に大きくかじを切ったやの報道を見聞きいたしました。何としても現状の経済状況を一日も早く打破していただきたいと切に願う次第でございます。

国の事業仕分け作業も終わりました。お聞きするところによりますと、今後さらに煮つけ作業を行うとも伺っております。当市にとっても、電源三法交付金、地方交付税問題等もありますので、私は大きな関心を抱いておる次第でございます。

そういう中、市長はある民放会社より、このことを含めてインタビューを受け、テレビ放映されると伺っておりましたが、私は都合がつかず見ることができませんでした。「むつ市のうまいは日本一」を標榜している宮下市長でございます。「むつ市のうまいは日本一」だけではなく、日本の宮下市長であってほしいと強く願う次第であります。地方の一首長として大いに気を吐いていただきたいと思うのであります。テレビに出演した感想、その内容等、不都合がなかったらご披露していただきたいと存じます。通告にはないのでございますが、村中徹也議長のお許しを得てお願いいたします。

私も民主党員の一人として、今日の日本が置かれている現状、とりわけ経済問題を考えるのであります。それにしても、内心じくじたる思いでございます。将来にわたって私たちは自分の子や孫に大きな負担、あるいはツケを残してはならないと考える次第でございます。国民の多くは、このことを理解しつつも、将来の負担、ツケよりも今日の糧を欲するというさきがが根強くあります。今こそ我々は一致団結し、火の玉となってこの難局を切り抜けなければならないと思うのであります。が、いかがなものでしょうか、市長のご見解があれば、後ほど伺っておきたいと存じます。

さて、民主党が55年ぶりに政権を奪還し、政権交代をなし遂げて本日で85日になります。コンクリートから人へ、官から民へという鳩山政権の理念が道路建設の凍結あるいは廃止という形で現実化いたしました。建設から維持管理へという公共事業の質の転換へと大きくかじを切ったのであります。政策上、あるいは現状の我が国の今を考えた場合、理解する部分ではありますが、疲弊している地方経済にとっては、ゆゆしき問題であると言わざるを得ません。地方にとっては、公共工事が命の綱であるという現実をしっかりと見据え、新

年度予算編成に当たっては、慎重審議をしていた
たくよう強くご要望を申し上げておきたいと思
います。

アメリカでは、新政権が誕生するとハネムーン
月間、つまり3カ月、100日は政権を温かく見守
るという国民感情があると伺っております。鳩山
政権も前述したとおり、本日で85日になります。
ハネムーン月間3カ月と言わず、1年間あるいは
4年間の政権運営をじっくり見守ってやるという
姿勢も大事であろうかと思うのであります。

本市の宮下市長も、早いもので就任以来2年半
経過いたしました。日々の公務を見ておきますと、
その業務に忙殺され、一服する余裕もないのでは
なからうかと思われま。特にことしは、本市に
とって市制施行50周年、合併5周年という大きな
節目の年であり、今日まで毎週のごとくイベント
が開催されております。その会場には、必ず市長
の姿がありました。まさに東奔西走の働きでござ
います。私は、アメリカ大統領オバマ氏、民主党
鳩山政権に温かい声援を送ると同時に、本市の宮
下市長にも温かい声援と大きな拍手をお送りした
いと思うのであります。さらには、ネクスト50年
に向けて頑張っていただきたいと思うのでありま
す。新生むつ市丸のキャプテンとして、航海の安
全をお祈りするものであります。どうぞ時節柄御
身大切に、市長、市民ともども新しい年をお迎え
したいと念ずる次第でございます。

さて、むつ市議会第202回定例会に当たり、当
市の諸問題について、通告の順に従いましてお伺
いたします。市長におかれましては、友愛精神
を持ってご答弁くださるようお願いいたします。

まず最初に、市制施行50周年、合併5周年記念
事業についてお伺いたします。私は、さきのむ
つ市議会第198回定例会におきまして、むつ市市
制施行50周年、合併5周年についてお伺いたし
ました。むつ市は、昭和34年9月1日、旧田名部

町と旧大湊町が合併して大湊田名部市として県下
第8番目の市として市制を施行したのでありま
す。翌年の昭和35年に全国初の平仮名の市「むつ
市」と改称し、現在に至っておる次第でございま
す。その市制施行50周年、合併5周年に当たって
記念事業が行われてきました。

そこで、質問の第1点目として、今日まで実施
された記念事業に対する市民の反応はいかがな
ものでしたでしょうか、お伺いたします。私自
身各種イベントに参加させていただきました。ま
た、市長も先頭に立って参加しており、市民も喜
び、評判もよかったと感じているが、市長として
どのように受けとめているのかお伺いたしま
す。

2点目といたしまして、今後行われる予定の記
念事業についてお伺いたします。数々の記念イ
ベントが実施されてきましたことは、多くの市民
に勇気と希望と喜びを与えてきたと私は思ってお
りますが、さらに市民を元気づけるために来年度
以降もこれらに続く何かイベントを考えているの
かお伺いたします。

次に、市庁舎移転後の跡利用についてお伺い
いたします。旧庁舎は昭和37年12月、金谷1丁目1
番に建設、竣工を見ました。この後、本年9月18日
の閉庁までの47年間という長きにわたって金谷の
地に根をおろしてきたのであります。本庁舎移転
は、前市長杉山肅氏の強い信念と意思で進めてま
いりました。志半ばで急逝されました杉山前市長
の意思を引き継ぎ、宮下市長はその後紆余曲折を
経て、難産のうえの庁舎移転でございました。私
は、金谷に昭和53年に居を移したわけですが、
市庁舎は3階建てで、当時のむつ市にとっ
ては市内随一のモダンな建物であり、その威容に
は目をみはるものがありました。むつ市民のシン
ボルであり、金谷住民にとっては誇りでありまし
た。金谷住民は、庁舎移転に当たっては、特別な

反対の声も上げませんでした。金谷住民の純朴さ、愚直さがそうさせたと思うのであります。

旧庁舎新築にあつては、住民は全面協力をし、その反面、また大きな犠牲も払ってきたのであります。住民は、多くを語らず、その事実を見詰めてまいったのでございます。その庁舎移転という現実に何一つ声を上げなかったのであります。しかし、今日庁舎移転した後の旧庁舎を眺め、そのさま変わりに唖然としております。火が消えたような寂しさを強く感じておるのでございます。夜を迎えると明かりは見え、にぎやかさも消えて、まるでゴーストタウンに化したと思っております。治安も心配しておるのでございます。伺うところによりますと、本庁舎は解体ということになっているとお聞きしております。跡利用の計画を示していただきたいと思うのであります。

私の提案といたしましては、市内の3保育所、つまり新町、緑町、横迎町の3つの保育所を統合建設することが考えられないか伺いたします。3保育所は、いずれも建設年度が古く、老朽化しております。敷地は民有地であり、さらに敷地面積は手狭であると伺っております。市内の公立保育所の現状と平成18年6月に策定しております新むつ市保育所再編計画との兼ね合いもあろうかと存じますが、あわせて伺いたします。

いずれにいたしましても、旧庁舎の周囲には下北文化会館、金谷公園、そしてむつ総合病院、市体育館等があり、まことに環境がよく、敷地も広大であり、保育所統合建設には最適な土地であると確信しております。「こどもは地域のたからもの」を掲げる宮下市長におかれましては、実現化に強いリーダーシップを発揮していただきたく重ねてお願い申し上げ、ご所見をお伺いたします。

次に、むつ市職員の服務について伺いたします。私は、さきのむつ市議会第198回定例会において、公務員の不祥事について伺いたして

おります。事件の事例を具体的に列挙し質問させていただきました。青森市職員による家電量販店での万引き、市営バス運転手による酒気帯び、弘前市の消防副署長による制限速度違反、県職員による不正経理事件、職員の公金横領事件と例を挙げれば限りないくらいの事例がございました。私は、このような事件を防ぐ手段の一つとして、むつ市には公益通報制度があると伺っております。制度の内容と公益通報の事例があったのかもあわせて伺いたします。

平成21年も間もなく暮れ、新しい年を迎えようとしております。しかし、私たちむつ市民には忘れてはならないことがあるのであります。ことしソマリア沖アデン湾における海賊対処に第3次部隊として、10月6日大湊から出航しました護衛艦「はまぎり」の隊員のことです。暑さの中での過酷な任務と聞いております。ソマリア沖アデン湾を通航するあらゆる世界の国々の船舶の安全と世界平和に大きな貢献をすることを念じておる次第でございます。どうか体調に留意し、隊員の皆様が無事に帰還されることを心からお祈り申し上げる次第でございます。

また、留守家族の皆様には、これから到来する厳しい冬への備え、さらには流行中の新型インフルエンザと不安は多々あろうかと思いますが、この現状を乗り越えてほしいと思います。3月やよい、花の便りが届くころに帰還すると伺っております。隊員の皆様、留守家族の皆様が互いに笑顔で労をねぎらい、無事帰還できますよう心から祈念申し上げる次第でございます。

以上で私の壇上からの質問を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（村中徹也） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 新谷功議員のご質問にお答えいたします。通告の順に従いまして答弁をさせ

ていただきます

市制施行50周年、合併5周年に係るイベントについてのお尋ねの第1点目、きょうまで実施された記念事業に対する市民の反応についてであります。記念事業は、市主催として21事業のほか、企業、団体等主催の35協賛事業が計画され、多くの市民の皆様のご協力をいただきながら、その大半を実施してまいりました。それぞれの実施事業に当たりましては、その都度市政だよりや市のホームページ等を通じてお知らせするとともに、多くの市民の皆様に参加していただき、一体となっつくり上げていくという趣旨のもと、市主催事業では「記念式典」、「ドームフェスティバル」、「ふるさとの森1万本植樹祭」、「ドリーム・ベースボール」等々を実施し、いずれの事業においても予想を大きく上回る多くの方々のご参加、ご協力をいただきました。とりわけ9月1日の記念式典は、小学生、高校生、そして150名の市民ボランティアの方々にお手伝いいただくなど、まさに市民と一体となった手づくり感あふれる温かみのある式典であったとお褒めの声をいただき、皆様の市に対する温かい思いに感謝するとともに、改めて市民協働のまちづくりの大切さを痛感したところでもあります。

協賛事業等においては、海上自衛隊大湊地方隊及び航空自衛隊第42警戒群並びに海洋研究開発機構のご協力による護衛艦の洋上見学会や航空機の展示飛行、また海洋観測船の一般公開のほか、当初の予定を上回る多くの団体等がパンフレット、ポスター、看板等にシンボルマークやキャッチコピー等を掲載するなど、こぞって節目の年を盛り上げていただきました。改めて市民の皆様からご意見やご感想をいただいたわけではないものの、その時々に参加された皆様の笑顔や、その後において寄せられた感想等から、市民の皆様には喜び、楽しんでいただけたものと受けとめております

が、残りの事業においても、これまでと同様に万全の体制で取り組んでまいりたいと思っております。

次に、今後行われる予定の事業についてですが、市主催事業では、12月12日、今週の土曜日ですが、下北文化会館において「むつ市のアーティストがやってくる！」を開催するほか、年末と年明けにテレビ特別番組の放送が2本予定されているところであり、これをもって市主催の記念事業は終了することになりますものの、協賛事業では奥内子ども歌舞伎を初め市民スキー大会等、来年2月まで予定が組まれているところでもあります。

また、市民をさらに元気づけるための来年度以降の事業の方向性についてであります。現段階ではまだ事業半ばでもあるため、全体的な事業評価分析を加えてみてからということにはなりませんものの、むつ市では初めての試みとなりましたデジタル映像を用いた作品コンテストは、若者同士の交流やむつ市でのコンテンツ産業の振興に結びつく可能性も考えられますことから、これなども念頭に置きながら検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、本庁舎移転後の跡利用についてのご質問にお答えいたします。まず、旧庁舎跡地の利活用についてであります。本庁舎移転基本計画でお示ししておりますように、来年度議会棟を含めて旧本庁舎は解体整地し、北庁舎、東庁舎、南庁舎及び情報センターの建物は残す予定であります。

残す建物のうち情報センターにつきましては、そのまま倉庫としての利用を考えているところでございますし、北庁舎と南庁舎は、本定例会に耐震調査の予算を計上しております。その結果を踏まえながら、東庁舎を含めた利活用形態を考えていくこととしております。新谷功議員が利用をご提言されております旧本庁舎の跡地は、下北文

化会館や市民体育館のイベント時の状況を考慮いたしまして、当分の間は臨時駐車場としての利用を考えていたところをごさいます、そこに何らかの公的な機関を新たに建設するという事は、北庁舎や東庁舎の利活用策を優先する考えから、これまで検討俎上にのせていなかった状況にあります。何を整備するにせよ、財政上の担保も必要となりますので、金谷地区の方々のご意見等も勘案し、慎重に計画していかなければならないことと考えております。

次に、旧本庁舎の跡地に旧むつ市内の新町、緑町、横迎町の公立3保育所を統合建設する考えはないかという点と、3つの保育所の現状に関するご質問についてでございますが、まず3保育所の現状についてお答えいたします。建設順に申し上げますが、新町保育所につきましては昭和29年9月に開設し、昭和49年に保育室及び遊戯室を増改築、横迎町保育所につきましては、昭和40年4月に開設、昭和49年に保育室及び遊戯室を増改築、そして緑町保育所は昭和48年4月に開設しております。これら3保育所とも開設や改築後三十数年が経過しておりますことから、安全な環境を維持するための管理には鋭意努力しているところであります。

また、3保育所ともに敷地は民間からの借地でございます、2法人、3個人から3年ごとに賃貸借契約を締結させていただいております。そして、入所児童につきましては、3保育所の総定員370人に対し、平成21年12月1日現在の入所児童数は313人、入所率は84.6%という状況にございまして、ここ十数年定員に満たない状態が続いているところでございます。

次に、旧本庁舎の跡地に旧むつ市内の新町、緑町、横迎町の公立3保育所を統合建設する考えはないかという点についてでございますが、このことにつきましては、大きく2つの問題を含んでい

るものと認識しております。1つには、先ほどお答えいたしました旧本庁舎の跡利用の問題、そしていま一つには、本市における保育所のあり方の問題ということになろうかと存じます。

むつ市における保育所のあり方につきましては、合併後の平成18年6月に新むつ市保育再編計画を策定しております。本計画の概要をご説明申し上げますと、計画年度は平成18年度から平成21年度までを前期計画、平成22年度から平成26年度までを後期計画とし、前期計画におきましては、計画にのっとり柳町保育所は民間に移譲し、第一川内保育所は廃止したところであります。そして、後期計画につきましては、旧市内の3保育所は老朽化が著しいため、施設の維持に配慮しつつ、民間移譲や統廃合に向けた条件づくりを整えていくものとし、大畑中央保育所は民間移譲への理解と認識を求めながら機運の醸成に努め、方向性の具体化を図るとしてあり、社会情勢の変化等も見込まれることから、前期計画の最終年度で後期計画の見直しをすることとしております。

このことに沿って、前期計画の最終年度となる今年度において見直しの作業を進めているところでございまして、現在事務段階において検討の手順や検討組織などの意見集約をしているという段階にございます。しかしながら、先ほどの計画に沿った検討を進めるにつきましても、例えば3保育所を1つに統合するとなりますと、200人規模の大きな保育所となり、人的、環境的な面での整備が大きな課題となり、加えて現段階では自治体の保育所建設は国の補助対象となっていないという厳しい現実もあり、また民間移譲となりますと、法人等の受け入れ側の都合や体制も考慮する必要があるかと存じます。このような中で、旧本庁舎跡地につきましては、公園や体育館、そして病院も近くにありますことから、新谷功議員のご提言も一つの検討の対象として今後進めさせていただ

だきたいものと存じます。

いずれにいたしましても、幅広くご意見を拝聴し、児童のことを第一に考え、安全安心を最重要課題として保護者の方々のニーズを的確にとらえて計画を進めてまいることが肝要であると考えておりますので、今後ともご助言賜りますようお願い申し上げます。

次に、むつ市職員の服務についてのご質問については、総務部長から答弁いたします。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） 新谷功議員のご質問についてお答えを申し上げたいと存じます。

公益通報保護制度につきましては、平成16年に公益通報保護法が制定されまして、その後国の行政機関の通報処理ガイドラインの公表を踏まえて平成18年4月1日より施行されてございます。これを受けまして、当市におきましても、平成19年5月28日にむつ市職員等の公益通報に関する要綱を定めております。

この要綱の目的についてでございますが、職員等からの法令違反等に関する通報を適切に処理するため、公益通報者の保護を図るとともに、市職員の法令遵守を推進することにより、公務に対する市民の信頼を確保し、もって公正かつ民主的な市政の運営に資することを目的として定めてございます。具体的には、法令に違反する事実、市民の生命、身体、財産もしくは生活環境を害し、またはこれらに重大な影響を与えるおそれのある事実、その他公益を害し、または害するおそれのある事実等を職員が職務上知り得たときは、市長に対し公益通報ができると明記してございます。無論ある種の内部告発に相当する制度でございまして、通報者に係る情報を厳格に保護しなければなりませんし、正当な公益通報した通報者に対し、通報または相談したことを理由として不利益な取り扱いをしてはならないことを明記してござい

す。

次に、公益通報を行った事例はあるのかとのお尋ねでございますが、本要綱を定めてから現在まで通報の事例はございませんでした。

この制度の運用につきましては、法令遵守の推進はもとより、通報者の個人情報保護に係る十分なフォローアップができるかどうか最も大事な側面になりますことから、今後も現実的には事例の発生は少ないのではないかと存じております。

一方では、通報者の責務として他人の正当な利益または地域社会一般の利益を害したり他人に損害を与える目的、その他不正な目的、または人事上の処遇など私的利益を得ることを目的としての公益通報をしてはならないことを明記しておりますことから、あくまでも適正な通報処理のあり方に留意しながら、本制度の運用を心がけてまいりたいと存じておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 6番。

○6番（新谷 功） 再質問させていただきます。

まず最初に、市制施行50周年、合併5周年記念事業についてお伺いしたいと思っております。この50周年の記念事業として、まず最初にNHKのど自慢が下北文化会館で5月31日曜日に行われました。大変結構な催し物で、どの会場もそうなのですけれども、たくさんの市民に参加していただき、本当に和やかに終わったなど、いや、よかったなど、うれしいなど、私は下北文化会館に行ってそう思っていました。本当にいい催し物だったなど、このように私は感謝しておる次第です。

それから、ちょうど市長、新しい庁舎の開庁式に市民ホールといいますか、そこのミニホールにおいて日本芸術大学の学生さん3人の女の方、もう一人先生もおいでになっておりましたけれど

も、あのミニコンサートもさわやかでよかったなと。これも市長の発案でやったと思うけれども、何かこれから市のほうであった場合は、ああいう催し物もいいのではないかなと、このように私は感じております。今後も何かありましたら、そういうミニコンサートというような感じでやってもらえればありがたいなと。

さらには、あのとき第三田名部小学校でしたか、子供さんも参加して、一緒にその催しに参加するということは本当にうれしく、私は市長のこの50周年にける思いというのは、いつも子供、市民を対象にしてやっていると、このように思っているのです。これは、本当にすばらしいことだなと。先ほど市長は壇上からの答弁の中に、9月1日のむつ市の市制施行50周年を思い起こせば、本当に多くの市民、子供を含めてボランティアが参加して手づくりの50周年記念であったと。そういうふうなことで、あの事業を見ていれば、そういう市長の思い、温かさが私には伝わってきているのです。これは、市民の方も言っている。本庁舎の内覧会もそのとおりで、いろいろ紆余曲折、難産のうえの本庁舎移転でございましたけれども、今多くの市民を見れば、市役所に来るのを何か楽しみを感じているというような雰囲気もあるので。いやあ、迷った、困ったと言いつつも、楽しんでいくといえますか、そのような思いが伝わってきております。

この市制施行50周年、明治大学のマンドリン、これもよかったですね。私は、明治大学のマンドリンのコンサートは、今まで何回も見ておるのですけれども、これも市役所の職員、明治大学出身者が一生懸命やって、いつも開催されております。今回は50周年ということで、また開催されて、これもまたよかったなと。いつもマンドリンに出ているのは、古賀メロディーですね、市長。あれはまた市長も好きだと思いますけれども、そういう

ことで本当に楽しく過ごさせてもらっております。

それから、市長、ドリーム・ベースボール、運動公園野球場で10月18日に行われたのですけれども、あのときも私見に行って5回戦、6回戦目ですか、雨が落ちてきたのですけれども、その5回戦目のときにリリーフピッチャーとして金田投手が出て、市長はピンチヒッターとしてバットを握ったと。私はあの外野席にいて、本当にその思いを、市民とともにその光景を眺めさせてもらっておりました。

最近、朝原選手がしもきた克雪ドームに参って、陸上教室といえますか、あのときまたま私は行けなかったのですけれども、晩にテレビのスイッチを入れておいたら、朝原選手ともども市長がランニング、駆けっこしておいたテレビ放映も大きく出ました。

それから、1つ忘れられないことがありました。「出張なんでも鑑定団 in むつ」、これ11月15日に下北文化会館で行われたのですけれども、市長の最後のあいさつは、とても印象に残ったあいさつで、その中で、鑑定をしてもらう方が、ある人が恐山のいたこを呼んだと。そうしたら、いたこが、これは本物だと、こう言っているから本物だと思うと。ところが、鑑定したらそうでなかった。そのときは、会場が爆笑でした。それから、同僚議員の奥さんも掛け軸を出して鑑定してもらって、皆さんがそれぞれ悲喜こもごもの思いをして、和やかなうちにもその鑑定団が終わったわけで、本当に楽しませていただきました。

そこで、これ以降は何かイベントを考えていますかという質問をいたしたところ、今市長から、2つ考えていると。デジタル、あるいは「むつ市のアーティストがやってくる!」、そういうことで考えていると、こういうわけで、まあまあよかったなと。それにしても、それに続くものもどんど

ん考えていただきたいなど、こう思っておるわけ
でございます。

実は市長は随分いい名刺をつくっている。この
名刺のムッシュ・ムチュラン1世、これがとても
人気なのです。それで、実は私きょう市役所に来
る前も、何としてもこのムッシュ・ムチュラン1
世のキャラクターグッズをつくる考えはないか、
是が非でも聞いてくれと。こういうことで市長に
お願いしたいと思います。さらには、できればポ
スターも欲しいという方もあって、本当にこれし
もきた克雪ドームでも下北文化会館、どこの場所
でも人気者なのです。むしろ県の「決め手くん」
よりもかわいくていいと、こういうご要望あり
ましたので、そのお考えを聞いておきたいと思
います。

次に、本庁舎移転後の跡地利用ですけれども、
金谷の旧庁舎、そういうふうなわけでいろいろご
ざいました。当時の金谷住民、本当に市役所にい
ろんな意味でご協力申し上げてきましたよね、市
長。道路も完備され、どちらのほうから入っても
車が縦横に走れるということで、私はそこに目
をつけたわけでございます。市長も壇上から述べ
られたとおり、環境は抜群、そういうことで、私
は是が非でもそこに3保育所の統合建設を考え
られないかと。ましてや老朽化している、そこ
につくって、そして将来考えられることは、民
間移譲ということにもなろうかと思えますけ
れども。

市長、保育所の先生方を見れば、ちょうどそ
のところには定年になる時期なのです。です
から、そういう意味でも、今統合して、そし
て将来的に民間移譲という流れは、これ無
理な流れではないのですよね。ところが、こ
こに立ちほだかってくるのが財政問題であ
るし、保育所再編計画、先ほど市長は新む
つ市保育所再編計画は後期に移るとい
うことでございますので、その辺はご検討
していただきたいと思えます。ここに
つくれば、本当に

立地条件は最高の場所だと思います。この
本庁舎にも随分各自治体の方が見学に参
っております。財政とか、そういう問題を
抜きにすれば、あそこに3保育所の統
合建設を完成させたならば、これは市
長、日本一の保育所が誕生します。そ
ういうふうなわけで、何とかこの点に
ついてご検討のほどをよろしく願
いいたしたいと思えます。

金谷の住民たちは、本当に今寂しさを
感じているのです。明かりが消えて
しまって、本当に何とか私の提案を、
ぜひともそうしていただければ、
にぎやかさと治安の問題等々解決
されると、このように願っておる
わけでございます。金谷の住民は、
皆さん本当に純朴な方ばかりで、
声を高く上げられないのですけれ
ども、そういう思いを市長、どう
か酌み取ってご検討をお願いし
たいと、このように思うわけ
でございます。

次に、3番目のむつ市職員の
服務規程はよくわかりました。
こういう内容であるとよくわかり
ました。この事例があるかとい
ったら、むつ市においてはな
いと。そこで、部長、部長もち
よっと懸念しておったのです
けれども、この服務規程、い
わゆる我々の言葉からい
えば内部告発、これはそれ
を保護するのも、部長今述
べましたけれども、なかなか
大変なのですよね。それを
通報すれば、何か村八分
になるのではないかなとか、
いろんなことが考えられる
わけなのです。この制度が
もう少し活用されれば、い
ろんな意味で不法投棄問題
のときもそのとおり、職員
が進言した、聞かなかった、
こういうことも含めてあ
らうかと思うのです。

それから、10月30日にこの
真新しい議場で臨時会があ
りましたよね。そのときに
市長は、職員の問題と、も
う一つは団体の問題等の
そういうことを、そのとき
の表現をかりれば、「私も
ざんきにたえない」と、こ
ういう言葉を使っておる
のです。

あのときの市長の思いを察すれば、この議場で初めての臨時会だから、いい行政報告をしたいというその気持ちがにじんでおったのだけれども、残念ながらふさわしくない問題が2つあったわけです。だから、そういう意味でも、こういう問題を何としても今後起こさないよう、これに対してどういう方策を考えているかお聞きしておきたいと思います。まず、そのことでご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） ことは、市制施行50周年、合併5周年ということで、「明るい声が響き合う 未来ひろがる 陸奥の国」というふうなキャッチコピーのもとで、本当に市民の皆様方、そしてまた各種団体、そしてまたボランティアの皆様方のおかげをもちまして、これまで順調に記念事業が経過しております。今新谷功議員お話しのとおり、各記念事業、記念行事におきまして、新谷功議員には数多く顔を出していただき、激励をしていただいたというふうなことに感謝を申し上げたいと、このように思っております。

先ほどこの庁舎のミニホールの部分でお話がありました。これは、むつ市の応援隊であります東京芸術大学の佐野教授、チーム佐野と我々申し上げておるのですが、佐野先生の、そのチームによりましてのご支援があって、第三田名部小学校がオープニングのときにあの場所で歌声を披露していただいたというふうなことで、これからあそのミニホールは昼休み、さまざまな形の中で音楽を披露する場所、そしてそういうふうな形をつくり上げたいということで、先般市政だよりも応募をいたしました。応募が今のところありませんので、これからこちらのほうから各種団体、音楽の好きな方々に声をかけさせていただきまして、本当に昼休みに庁舎の華やかさといいますか、そしてまた心をいやす部分、そういうふう

なところを演出をしていきたいなど、このように思っております。

まだ予定でありますけれども、多分今月の18日には楽器の演奏だとか、そういうふうなことが今のところ予定されておりますし、また1月4日の仕事始めのときには、イメージとすれば、あそこに琴と尺八の「春の海」なんか響けば非常にいいのではないかなど。そういうふうな形で、月1回程度はあのミニホールでいやしの空間、そしてその声が響き合うようなムードづくりをしていきたいなど、このように思っております。

それから、ムッシュ・ムチュラン1世のお話、非常に子供たちの人気が高いものですので、そのグッズ、これは市制施行50周年、合併5周年の記念式典の際に携帯電話のストラップを同封させていただきまして、数限られた形でありますけれども、そういうふうな形で、グッズについては今検討を重ねております。新年度に向けてさまざまな形でムッシュ・ムチュラン1世、これ1世でありますので、ストーリーが非常にしやすい形での命名をしておりますので、2世の前に婚活をしななければいけないでしょうし、そういうふうな形でいろいろこれから仕掛けていきたいし、名刺のほうも、市職員にはムッシュ・ムチュラン1世の入った名刺、私も使っておりますし、さまざまな場面でこのムッシュ・ムチュラン1世の活躍を期待しておりますし、また市民の皆様方からのご支援をお願いしたいと、このように思っております。

それから、保育所の統合ということで、跡地利用につきましてもお尋ねがございましたけれども、これは先ほど壇上でもお話ししましたように、やはり大きな2つの問題があるわけがございます。まず1つは、本庁舎の跡利用ということで、建物が4つあります。1つ、今電算センター、今月の末には電算センターがこっちのほうに全部移ってまいりますけれども、そこは倉庫というふう

な形で、北庁舎、南庁舎、そして平家の部分、そういうふうな形で3つの庁舎が残るわけですが、これは耐震調査をして、どういうふうな形の利用ができるのかということを検討していかねばいけなと、そういうふうなことでのまず問題があります。

それから、保育所のあり方ということで、今後期の計画に入るわけですので、そういうふうなところで、しっかりと検討をしていかねばいけなと。新谷功議員のご提言も一つの検討の対象として今後は十分検討させていただきたいということにさせていただきたいと思いません。

職員の服務のことにつきましては、担当からお答えいたします。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） 職員の服務、いわゆる公益通報についてでございますけれども、これがうまく機能していくことによって事件の未然防止、あるいは市民の利益が守られるという事例も出てくるかとは思いますが、先ほど申し上げましたように、我々のような小さな組織では、個人のいわゆる通報者の情報を厳密に守っていくということが非常に難しいというふうな状況もありますので、当然これは公表はしないことになっているのですが、事前にそういうふうなのが察知されるという、そういう可能性も非常に高いというふうなことがございますので、なかなか守っていくということが難しい。そういうことで、今後もそういう通報は少ないだろうというふうに申し上げたところでございます。これが何らかの格好でうまく運用されていければなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 6番。

○6番（新谷 功） ありがとうございます。

市制施行50周年にまつわる今後の行事について、市長今言ったとおり市民ホール、ぜひともそういう考え方をお願いいたしたいと思えます。

次に、庁舎移転後の跡地、これもいろいろ2つの大きな問題があると。それにしても、再検討の上のほうに俎上させて、何とかお願いいたしたいと、このように思っておるわけでございます。

それから、前後しますけれども、ムッシュ・ムチュラン1世のキャラクターグッズ、この辺も計画しているというお話を聞いて、今エフエムアジュールを聞いている市民の方は大変喜んでいと思えます。できれば市長、ポスターもちょっとイメージしていただければ助かると思えます。ありがとうございます。

職員の服務、これは大変な問題を抱えているのですよね。しかし、職員の服務に関して大事なことは、市長は就任以来情報公開の徹底ということを機会あるごとに述べてきたのですよね、職員の綱紀粛正の問題等々いろんな問題。市民参加の協働社会の建設、そのとおりに進んできております。情報公開の徹底ということになれば、市長は速やかにこの市政だよりも、これは市長、11月25日号ですが、速やかにこれをきちっと載せて、「市民のみまさまへのご報告とお詫び」ということで、こういう考え方は正しいと思えます。今後もそういう精神で市政運営に当たっていただきたいと。

それから、来年12月には新幹線が新青森まで来るわけです。そのことも含めてこれからの市政運営を考えていただきたいと、このように思うわけでございます。

時間になりました。どうぞ年末でございますので、市長初め理事者、職員、市民の皆様、同僚議員の皆様、年末はお酒が入る時期が多かろうと思えます。どうぞ交通事故等、あるいは体には十分気をつけて、新しい年をお迎えいただきたいと、このように思えます。

長くなりました。どうもありがとうございます。
た。

○議長（村中徹也） これで、新谷功議員の質問を
終わります。

午前11時15分まで暫時休憩いたします。

午前 1 1 時 0 4 分 休憩

午前 1 1 時 1 5 分 再開

○議長（村中徹也） 休憩前に引き続き会議を開き
ます。

◎鎌田ちよ子議員

○議長（村中徹也） 次は、鎌田ちよ子議員の登壇
を求めます。10番鎌田ちよ子議員。

（10番 鎌田ちよ子議員登壇）

○10番（鎌田ちよ子） 10番、公明党の鎌田ちよ子
です。むつ市議会第202回定例会に当たり一般質
問をいたします。

新庁舎での業務を始めて2カ月が過ぎました。
職員を初め市民もようやく新庁舎になじんできた
のでしょうか。先月、新議場で平成21年度こども
議会が開催されました。2回目となる今回は、議
会と同じ形態で、子供議員として市内15校から小
学校6年生を中心に26名、子供理事者として中学
校1年生が9校から9名出席し、むつ市こども議
会が開催されました。まちづくり議案や一般質問
において活発な討論を展開、子供議員の厳しい採
決については、市長初め皆さんの予想を反しての
結果だったのではないのでしょうか。これからのむ
つ市を担う子供たちにこども議会出席の児童・生
徒並びにネット配信され、各学校で参加した児童
・生徒にとって新しい体験としての学びの1ペー
ジとして刻まれたものと思います。準備に当たら
れました教育委員会初め担当者の皆様のご苦勞に
感謝申し上げます。今後も子供たちに体験として

の学びの場をお願いいたします。子供たちのひと
み輝くむつ市、地域住民の幸せを第一にと願い、
新たな決意で質問いたします。

質問の1は、介護保険制度についてお伺いた
します。1、第4期事業についてであります。平
成12年から始まった同制度は、高齢化の進展に伴
い介護の長期化、重度化が顕著です。介護保険制
度導入に向けては、医療費の抑制や保険料負担と
給付の問題等々多くの難題山積でしたが、それら
を乗り越え、公的保険制度となりました。しかし、
これまで制度運営の中で想定外のことなど制度改
正を重ね今日に至りました。

現在保険の利用者が大幅に増加していること
や、施設整備充実による第1号被保険者、第2号
被保険者ともに制度導入時に比較し保険料が大幅
にアップしています。第1号被保険者は、年金生
活者が多く、年金からの天引きで年金が減額され
ていると思い、年金制度への不信につながってい
るとも言われています。介護保険制度の財源は、
費用の1割を利用者が負担し、そのほかを公費と
保険料で賄う制度ですが、利用者の食費や生活コ
ストに関し、所得による軽減措置はあるものの、
入所、通所ともに保険外であり、実費負担となっ
ています。施設や事業所は運営とともに職員の処
遇改善も図らなければなりません。訪問ヘルパー
の7割以上が非正規雇用のため、まとまった収入
が見込めないとの声や、介護福祉士の資格を取得
しても、結婚を考えると共稼ぎでないと生活でき
ないなど、介護報酬は他業種に比べると低いため、
離職率が高く、現場からは重労働の割に賃金が低
く抑えられていると言われています。

高齢者を支えたいという志だけでは生活が成り
立たず、介護の担い手が転職の葛藤に悩まされて
いる実態があります。制度開始より10年、本市で
は第3期の目標を踏まえ、触れ合いと思いやりを
大切にす福祉社会づくりをテーマにして、むつ

市第4期高齢者福祉計画、介護保険事業計画のもと事業を展開中です。現状では、高齢者のひとり暮らしの方や老老介護を余儀なくされている方が多くなり、認知症の問題が心配です。入所施設別の待機状況と今後の施設整備についてお知らせください。

また、有料老人ホームが果たしている役割と現状についてどのように評価されているのでしょうか。

次に、保険料についてであります。保険料は負担の限界に近づいています。これからの本市における介護保険事業と保険料についてご見解を伺います。

2、介護予防事業についてお伺いいたします。要支援や要介護状態になることを予防し、また進行を緩和する観点から推進されています。介護予防特定高齢者施策は、介護予防の入り口の取り組みとして効果が期待されています。国の指針を踏まえ、本市の目標と今後の取り組み方針についてお伺いいたします。

質問の2は、防災行政について、1、災害弱者の安心安全対策についてお伺いいたします。政府は、犠牲者ゼロを目指し、平成21年度までをめどに要援護者情報の収集、共有などを進めるための避難支援プランを各市町村で作成することといたしました。自治体においては、災害時に自らの身を守るものが困難である高齢者や障害をお持ちの方など、要援護者を適切に避難させる体制を整備することが喫緊の課題です。政府の災害時要援護者の避難支援ガイドラインによりますと、災害時要援護者の名簿やリストなどを作成するための情報収集の手段として、また関係機関での情報共有の手段としては、関係機関共有方式、同意方式、手上げ方式の3方式があります。次の2点についてご見解をお示しください。

1、本市の現時点までの進捗状況と今後の取り

組みについて。

2、市民の皆さんの協力と理解を得ることが不可欠であります広報啓発活動にはどのように取り組んでこられたのでしょうか。

質問の3は、公共交通体系整備についてお伺いいたします。これからの高齢化社会の進みを考えますと、公共交通の充実が市民の生活環境において重要な役割を担ってまいります。日常生活面では、大型スーパーや医療関係施設、福祉施設、公共施設と住居環境が整ってまいりました。しかし、移動手段としての公共交通については不便を強いられている現状にあります。公共交通の利便性向上と活用についてご所見をお伺いいたします。

質問の4は、福祉行政について、1、父子家庭支援についてお伺いいたします。厚生労働省は2010年度から母子家庭のみに支給している児童扶養手当を父子家庭にも支給する方針を決めたと報道されました。子供の貧困を解消するため、父子も含めたひとり親世帯を支援する施策です。近年の離婚増加により、ひとり親家庭である父子家庭も多くなっています。

現在男性を取り巻く雇用環境も大きく変化、終身雇用は標準モデルではなくなり、非正規労働が増加しています。離婚や死別などで小さな子供さんを養育することになった父子家庭の父親は、祖父母が同居されている方は別ですが、残業や出張など困難との理由からリストラや転職を余儀なくされ、十分な生活費が得られず、生活レベルぎりぎりのところで踏ん張っているという現状をお聞きし、胸が痛みます。子供が安定した生活のもとで健やかに成長できるよう支援していただきたいと願い、本市の現状と今後の取り組みについてお伺いいたします。

2、ひとり親家庭の医療費現物給付についてお伺いいたします。昨今の社会情勢は、ひとり親家庭へ直撃しています。現行の医療費償還払いが重

い負担となり、病院受診を我慢し、早く診てもらえば治りが早いものを重症化させてしまっている方がおられます。手元にお金がないため、子供さんの病院受診を我慢させてしまっている現状にあります。ひとり親家庭の医療費現物給付についてお伺いいたします。

以上、4項目について質問させていただきました。明快かつ具体的なご答弁をお願いいたしまして、壇上からの質問といたします。

○議長（村中徹也） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 鎌田議員のご質問にお答えいたします。

まずご質問の第1点目、介護保険制度についてですが、入所施設別の待機状況と今後の施設整備計画につきましては、担当部長から説明をいたします。

次に、有料老人ホームの現状に関するご質問でございますが、現在市内に2つの事業所がございます。そのほかに1事業者が開設の手続を行っているところでございますが、有料老人ホームは、従来ですと比較的自立した方が利用する施設として位置づけられてきましたが、入所者も次第に介護が必要となる状況が生じ、現在では介護保険サービスが適用される施設となっております。したがって、比較的軽度の要介護者の方の利用、あるいは重度の要介護者の方では短期的な介護利用という位置づけと考えられ、私としては有料老人ホームは軽度の要介護者の生活支援を主とした施設であり、時には将来特別養護老人ホーム等へ入所が決定するまでの緩衝剂的な役割を担っていただいている施設ではないかと考えております。

次に、介護保険料の負担についてでございますが、むつ市第4期介護保険事業計画におきましては、介護保険料は標準月額5,100円で御議決をい

ただいたところでございます。この数値は、青森県内40市町村のうち低いほうから20番目、高いほうから21番目と中間に位置しているものでございます。議員ご承知のとおり、介護保険料につきましては、全体的にサービスの利用が伸びれば、その原資の一つとして金額が増加せざるを得ない仕組みとなっておりますが、このことはそれに伴って被保険者の負担が増加するということでもございます。今後給付とともに限りなく保険料が高騰していくことになれば、介護保険制度そのものが危うくなることは容易に想像されるところでございます。

根本的には、国の法改正等による保険料の賦課方式の変更や介護保険制度の給付適用等の根本的な改正等、国が中心となって対策に当たるべきものと存じますが、全国では複数の保険者による連合体を組織して、その制度の根幹を独自に制定するという事例もございます。また、保険者としては過剰なサービス等の監視、抑制に努め、その結果保険料の軽減につながるよう努力する所存でございますが、現時点では被保険者の皆様の必要とするサービスの提供と保険料のバランスを考え、緩やかな保険料改正を図りながら推移を見守っていく段階にあるのではないかと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次の介護予防事業については、担当部長から説明をいたします。

次に、ご質問の第2点目、防災行政についてお答えいたします。まず、災害弱者の安心安全対策について、災害時に自らの身を守ることが困難である高齢者や障害をお持ちの方などの要援護者を適切に避難させる体制の整備について、現在までの進捗状況と今後の取り組みについてのご質問でございますが、要援護者の方々の安全確保対策につきましては、むつ市地域防災計画風水害等編の第8節、災害時要援護者等安全確保対策として、

災害時要援護者の支援整備や避難誘導體制の整備等を進めているところであり、具体的には災害時要援護者支援事業として平成19年に実施要綱を制定し、災害時要援護者登録台帳の整備を実施しているところであります。

要援護者の登録に際しては、民生委員の方々を初め地域の方々のご協力をお願いしており、現在までに登録した方は、全対象者4,982人に対し1,432人で28.7%となっております。このように現在は関係機関への情報提供に同意した方々のみの登録方式となっているため、対象者全員を把握できているとは言えず、民生委員の方々やむつ市社会福祉協議会が行っているマップ活用システムとのデータの共有も現時点では個人情報保護条例との関連で難しいところとなっております。このことから、私といたしましては、要援護者の方々こそ全員が常に災害に備えた見守りの中で安心した日常生活を送っていただく必要があるとの考えのもと、今年度中に関係機関による要援護者の皆さんの情報共有方式を目指して、個人情報保護条例の改正の検討を進めるとともに、並行して実施要綱の見直しと災害時要援護者支援対策マニュアルを作成し対象者全員の適切な把握と、それを関係機関の間で共有できるように準備を進めているところであります。また、平成22年度からは、要援護者個々の支援計画を作成するとともに、介護福祉施設等の支援体制についても各施設ごとにきめ細かく検討し、関係各位にご協力をお願いしたいものと考えております。

次に、広報、啓発活動についてであります。災害時要援護者支援事業の台帳整備を開始した当初には、市の広報による周知を行いました。説明内容が多いこともあり、個々の呼びかけもあわせて行うこととし、事業の対象となった時点で一人ずつに、そのお知らせを送付しております。また、ひとり暮らし高齢者の方には、民生委員の

方々のご協力により、個々に登録の呼びかけ及び事業説明をしてまいりました。今後も市の広報等も利用して啓発に努めてまいりますとともに、要援護者の皆さんにつきましては、町内会長さんや行政連絡員の皆さん、そして対象者の方のご家族、ご親戚はもとより、周辺の市民の皆さんや民生委員の皆さんのご協力が最も重要であると考えておりますので、プライバシーに適切な配慮をしつつ、このような方々との連携が何よりの広報であると存じますので、その体制づくりを進めてまいります。

また、毎年毎戸配布している介護保険高齢者福祉地域包括支援センターガイドにも現在の支援の内容が掲載されておりますので、ご活用していただければと存じます。

次に、公共交通体系の整備についてのお尋ねであります。青森県バス協会の資料によれば、自家用車の普及などにより県内における路線バス利用者はピーク時の4分の1以下にまで減少しており、バス事業者が運賃収入だけで路線を維持していくことは非常に困難な状況となってきております。このような中、市では国や県と協調し、通勤や通院、買い物など日常生活の足として都市部と周辺部を結ぶ広域的、幹線的な路線、例えばむつ・佐井線や、野辺地線などの生活交通路線に対し、補助金を交付するとともに、むつ市エリアでのバス路線の廃止等により、代替バスを運行している事業者へ市単独の運行費補助を行っております。これらの路線、補助額については、後ほど企画部長から答弁いたしますが、昨年度施行されました行政評価において、当該補助事業のうち廃止路線代替バス等運行費補助金については、地域に応じた域内公共交通のシステム確立に向け抜本的取り組みを行うことなどの意見が付され、再検討と評価されたところであります。路線バスの利用者の減少は、自家用車の普及、地域の人口減少等が大

きな理由であります、利用者が減少することによる路線バスの減便、そして減便による利便性の低下がさらに利用者の減少につながるという悪循環が繰り返され、現在に至っているところであります。

議員ご指摘のように、高齢化社会が進展する地域においては、車の運転ができなくなったお年寄りや車を持たない方のための移動手段としての公共交通の確保、とりわけ通院については重要であるという認識は私も同じであり、昨年9月に地域の実情に即した輸送サービスの実現等について必要な事項を協議することを目的としたむつ市地域公共交通活性化協議会を立ち上げたところであります。現在大畑地区の葉研・小目名線が廃止となっておりますが、協議会の下部組織として沿線の町内会長、商工会、観光協会、交通事業者等で構成する大畑地区分科会を設置し、当該バス路線にかわる新たな公共交通システムの構築を目指して協議を重ねている状況にあります。

公共交通の確保という問題につきましては、どこの自治体においても大きな課題となっているところであり、これまでの路線バスの運行という形態にとらわれず、利用者のニーズに合ったタクシー利用等新たな運行形態や、比較的用户が見込まれる地域においては循環バスなどの運行も考えられることから、それらについても検討していく必要があろうと考えております。

今後においては、大畑地区分科会での協議中の事項を優先させて考えていくとともに、脇野沢、川内地区を対象とした西通り地区分科会の設置や市街地地域の各種課題等にも対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

ご質問の第4点目、福祉行政についてのご質問にお答えいたします。まず、父子家庭の本市の現状と今後の取り組みについてのご質問でございま

すが、現在母子家庭につきましては、当該家庭の所得状況により、児童扶養手当が支給されることとなっておりますものの、父子家庭への児童扶養手当支給については、国や県の助成制度がないことから、当市におきましては実施いたしておりませんし、プライバシーの関係もございまして、その世帯数も把握していないという状況にございます。しかしながら、私といたしましても、長引く不況や金融不安のため、相当厳しい生活を送っておられる父子家庭の方々もあろうかと存じ、胸が痛む思いであることは議員同様であります。今般国におきましては、来年度に母子家庭と同様に支給対象とするとの方向性が打ち出されておりますことから、その動向を見ながら対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次のひとり親家庭医療費の現物給付については、担当部長より答弁いたします。

○議長（村中徹也） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鴨澤信幸） 市長答弁に補足させていただきます。

まず、介護保険制度についてご質問の入所施設別の待機状況と今後の施設整備計画についてでございますが、介護保険制度では、3年区切りで事業計画を策定し、事業内容や事業量を決定し、これに基づいて保険料を算定しております。平成21年度から平成23年度までの期間が第4期介護保険事業計画となり、この期間についてのお尋ねでございますけれども、入所施設としては特別養護老人ホーム、老人保健施設及び療養型医療施設の3施設がございます。このうち特別養護老人ホームにつきましては、本年6月1日付で入所希望者という形で青森県が特別養護老人ホームに対して調査をいたしました、それによりますと、在宅における入所希望者数は、要支援等から要支援5までの方が合計238人、介護度4以上の方が67人

とのことでございました。また、老人保健施設と療養型医療施設の入所希望者につきましては、本年11月1日現在で市が各施設に直接問い合わせを行った結果、老人保健施設では要介護1から要介護5までの方が合計62人、このうち要介護度4以上が32人となっております。療養型医療施設では、要介護2から4までの入所希望者がおのおの1人ずつで合計3人となっておりますが、この両施設の数値は特別養護老人ホーム等ほかの施設への入所希望と重複している可能性があります。

このような状況を踏まえ、今後の施設整備計画は、特別養護老人ホームへの入所待機者の解消を図ることを目標に、第4期事業計画分として特別養護老人ホームで20床、短期入所生活介護施設で23床の合計43床の増床がございます。加えて今年度は国の雇用促進対策特別事業により平成24年度から平成26年度までの第5期事業分として計画されるべき施設整備についても前倒しで基盤整備が可能とされたことから、国・県に対して平成22年度に小規模特養38床、平成23年度に同じく小規模特養29床の合計67床の増床を申し入れております。このことが認められますと、第4期の事業計画期間中に短期入所生活介護施設23床、特別養護老人ホーム87床の合計110床の基盤整備がなされることになり、先ほど申しあげました介護度4以上の67人とこの先ある程度の重度介護者の増加及び介護度3を含む中軽度者における施設入所が必要な方々や、老人保健施設等の一部入所希望者についてもカバーができるものではないかと考えております。

次に、介護予防事業について、国の指針を踏まえた本市の目標と取り組みに関するご質問にお答えいたします。介護予防事業につきましては、平成18年度からの事業として、国の指針が示された地域支援事業の中で一般向けの介護予防と特定高齢者と申しまして、介護予防状態から少し症状が

進んで生活機能の向上が必要な状態となった高齢者の方々に向けた対策事業とがございしますが、特に特定高齢者の方々への対策事業は必ず実施しなければならないメニューとなっておりますので、この方々を中心として、運動器の機能向上、口腔機能の向上、栄養改善、生活機能評価事業と順次実施し、今年度からは認知症対策事業に着手し、その手始めとしてこのたび認知症のサポートを行う方々を養成するための指導者を育成する事業を開始したところでございます。

介護予防事業につきましては、特定高齢者個々への参加、勧奨等を行ってまいりましたが、平成20年度までの実績は、特定高齢者の1割弱ほどの参加にとどまったところでございます。この主な理由といたしましては、ご本人の意識がまだ介護予防事業を利用するほどではない、家をあげられない、忙しい、気軽でない、別なサービスを利用するなどのようでありました。今後は、特定高齢者の方々はもちろんですが、一般高齢者の皆さんの参加を促すことにより事業の効果を高めたいと考えておりますとともに、意識改革を図るための運動器の機能向上を初めとするそれぞれのセミナーを開催してまいります。さらに、来年度からは順次各地区において認知症サポーターを養成する事業を展開することとし、これにより介護予防についての意識を深めていただく機会といたしたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ひとり親家庭の医療費現物給付についてお答えいたします。当市におきましては、ひとり親家庭医療費給付事業として、ひとり親家庭の父、母及び児童の医療費の負担を軽減することによりひとり親家庭等の福祉の増進を図ることを目的に、満18歳に達する年度末までの児童及びその父、母に対し医療費の自己負担分を助成しているものであり、児童に関しましては全額、父母に関しま

しては医療機関ごとに月1,000円を控除した分を助成しております。支給につきましては、償還払いで領収書を月ごとにまとめて提出していただき、支給は翌月という状況でございます。このようなことから、医療機関の窓口での支払いが困難な家庭があるということは想像に難しくないものであり、その家庭にとりましては極めて重大な問題であろうと認識しておりますが、現物給付を実施するためには、かなりの調整が必要となります。

まず、医療機関窓口で支払う自己負担分について、現在ですと受診してすぐに医療機関の収入となっておりますが、現物給付化いたしますと、早くて翌月の収入となります。医療機関の経営に影響があるのではないかと考えられますことから、医師会、歯科医師会及び薬剤師会のご協力が不可欠となります。また、高額療養費における控除や一定期間のデータ保管、乳児医療費や重度心身障害者に対する助成との整合性、あるいは資格関係情報の提供の問題等煩雑な事務を医療機関にお願いしなければならないことから、相当なご負担をいただくこととなります。加えて健康保険組合等には付加給付というものがございます。これは、医療費の自己負担分が高額になった場合、加入の健保組合等から一定の給付が受けられるというものでありますが、本来この付加給付は控除して助成しているものであり、各医療機関ではこの部分についての情報はなく、事務に混乱を来すことにもなりかねませんし、ひとり親家庭等の受給者が医療機関の窓口で受給者証を提示することになりますと、中には知られたくない方もおられると予想され、プライバシーへの配慮も必要となります。これらの諸問題の解決とともに、各医療機関のご負担を軽減できるような効率的な運用の研究とあわせ、他自治体の例も参考にしながら検討してまいりたいと存じますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、医療機関での支払いに不安がある場合は、例えばむつ総合病院ですと医療相談室がございまして、むつ市社会福祉協議会の貸し付け等もございまして、ご利用いただければと存じております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 企画部長。

○企画部長（阿部 昇） ご質問の3点目、公共交通体系整備についての市長答弁に補足説明をさせていただきます。

むつ市が補助しているバス路線と、その補助額についてであります。まず広域的、幹線的路線であります生活交通路線に対する生活交通路線維持費補助金につきましては、先ほどの市長答弁にもありましたように、国や県と協調しながら補助を行っているものでありまして、平成20年度においては下北交通株式会社が運行する5路線に対し、むつ市分は総額823万円となっております。

5つの路線の内訳についてであります。むつバスターミナルから佐井車庫に至るむつ・佐井線が300万円、大畑駅からむつバスターミナルに至るむつ線が395万3,000円、むつバスターミナルから尻屋に至る尻屋線が30万5,000円、むつバスターミナルから泊車庫に至る泊線が23万9,000円、むつバスターミナルから野辺地駅に至る野辺地線が73万3,000円となっております。

次に、路線バスの廃止等に伴い、地域住民の生活交通の確保等のためにいわゆる代替バスを運行している事業者への補助であります。廃止路線代替バス等運行費補助金につきましては、同じく平成20年度においては川内から湯野川へ至る川内湯野川線を運行している有限会社川内交通へ369万5,000円、脇野沢から九艘泊へ至る九艘泊線と脇野沢から源藤城に至る源藤城線を運行している有限会社脇野沢交通へ333万円、大畑駅から薬研・小目名に至る薬研・小目名線を運行している下北

交通株式会社へ57万9,000円の合計760万4,000円となっており、

以上でございます。

○議長（村中徹也） 10番。

○10番（鎌田ちよ子） ご答弁ありがとうございます。再質問並びに要望を申し上げますので、よろしくお願いたします。

初めに、介護保険制度について再質問いたします。最近高齢化社会の深刻な実態を浮き彫りにするようなデータが発表されました。厚生労働省が11月20日に発表した65歳以上の高齢者に対する虐待の実態調査結果です。08年度に家庭内や介護施設などで確認されたのは、全国で1万4,959件、前年度より1,624件、12%の増加であります。このうち殺害されるなど24人は死亡した深刻な実態が浮き彫りとなりました。また、家庭内虐待のうち被害者になったお年寄りの45.1%は介護が必要な認知症で、加害者の約4割が息子さんでした。調査は、高齢者虐待防止法に基づくもので、今回で3回目です。厚生労働省は、認知症を患った高齢者の行動や言動へのいら立ちや介護疲れなども背景にあるのではないかとの見方を示しています。超高齢化、家族の崩壊、貧困、制度の不備などさまざまな問題が絡み合う介護社会の重い現実を浮き彫りにしていることを認めなければならないと考えます。

家族が介護すること、在宅介護を前提に介護保険は制度設計されています。独居の方や老夫婦世帯や認知症の介護が支えられていないというエアポケットの問題も考慮していかなければなりません。介護保険制度は、少子高齢化が急激に進むこれからこそ必要な制度です。しかし、望むサービスはお金がなければ受けられない現状です。さきにも述べましたが、超高齢化を迎えるこれからこそ必要不可欠となる制度です。制度がスタートし、10年となる介護保険制度について、現在本市の総

括と今後の課題について市長にご所見をお伺いいたします。

○議長（村中徹也） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鴨澤信幸） 介護保険制度に関するご質問にお答えいたします。

サービスを受けるにしても、特に施設入所に相当な経費を要するという現実があるが、この10年間の介護保険制度の市としての総括と今後の課題についてということでございますが、基本的に今日の社会ではどのような形であれ、物品を購入したりサービスの提供を受けたりすると、応分の負担が伴うということをご理解いただけるものと存じます。

そのような中で、利用者の負担についてはこの10年間の介護保険事業運営において、その増の要因がホテルコスト、いわゆる食事代と部屋代が保険適用を外されたことにあると考えられます。その後低所得者の方々には食事、部屋代の負担軽減策が導入されておりますものの、これまでの1割負担と比較いたしますと負担増の感はぬぐえないのではないかと存じます。しかしながら、食事と部屋代は日常生活でだれしものが負担するものという理由から保険適用外になったとのことですので、それはやむを得ないものではなかろうかと思うところでもございます。

低所得者の方々に対しましては、このほかに保険料率を低く設定したり、高額介護費についても負担が軽くなるように設定するなどさまざまな方策を講じております。一方、制度の根本的な負担について見てみますと、介護サービスの費用が介護度による単価設定となっていることから、介護度が大きい場合には、一時的に大きな負担が発生することとなります。このことは、所得に関係なく一律に生ずることですが、これについて現段階では社会福祉協議会での資金貸付制度の利用、そして将来的には制度的に許されるものであれば、

介護保険における立てかえ制度の導入等が考えられるところであります。

介護保険制度は、介護保険料と国、県、市の法定負担を原資として運営する互助精神のうえに成り立つ保険である以上、当人の負担は免れ得ないものであり、その負担をすべて介護保険事業で担うということになれば、全額介護保険料としなければならず、さらなる保険料の高騰につながるようになるかと存じます。

介護保険制度は、平成12年4月1日施行以来電算システムの構築、介護基盤の整備や提供されるサービスの充実、利用者負担の軽減対策、所得税の暫定措置、介護報酬の改定等さまざまな改正が実施されてまいりました。この間平成17年には、市町村合併によりむつ市は新たな局面を迎え、下北半島の中心的役割がさらに強まったものではないかと認識いたしております。市といたしましては、高齢化率の増加や保険料の不均一課税等を克服し、ここまで健全な経営を維持し得たのではないかと存じております。

入所施設の充足率にあつては、国の参酌標準に比べ135%を達成しております。保険料にあつては、青森県内ではほぼ真ん中に位置しております。被保険者の皆様にとっては、負担感が大きいかとは存じますが、制度利用の浸透や施設の充実等を考慮すれば容認いただけるものではないかと考えているところであります。今後さらに増加していくであろう高齢化率と介護保険制度の利用利率の増加を考慮すれば保険料についても高騰する方向にあり、広域による保険事業や国における制度見直し等に期待しつつ、介護保険事業を長期にわたって継続してまいりたいと存じておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（村中徹也） 10番。

○10番（鎌田ちよ子） 部長からの答弁をいただきました。介護保険制度につきましては、先ほども

述べましたように、高齢化率に合った保険料の増加が見込まれるわけで、担当課の皆様には個々の対応方もよろしく願いいたします。

次に、質問の2、防災について再質問いたします。救急医療情報キットというのを皆様ご存じでしょうか。これは、迅速な救命に即つながらるものですので、この導入についてお伺いいたします。

ひとり暮らしの高齢者がますます増加する現状にあり、緊急時に救急隊員や医療機関が迅速で正確に患者の医療情報や緊急連絡先などを把握できる緊急医療情報キット、命のバトンとも呼ばれているものです。キットを導入した自治体では、大きさや形態に多少の違いがあるものの、プラスチック製の筒状の容器で500ミリのペットボトルぐらいの大きさが主流です。北海道夕張市、人口の4割が65歳以上の同市では、高齢者のひとり暮らしが多く、駆けつけた救急隊員が患者から必要な情報を得られず、応急処置や搬送に手間取るケースがあり、財政破綻を機に立ち上がった夕張再生市民会議で導入が発案され実施に至りました。緊急医療情報キットとは、救急情報の活用支援として、平成20年5月、東京港区が全国初の事業としてスタートし、対象は高齢者と障害者、そして健康に不安のある方に無料で配布しています。キットは冷蔵庫に保管し、キットの中には個人の医療情報や救急連絡先、介護情報、避難支援カルテなどが入っています。冷蔵庫に保管することについては、どこの家にもあり目に入りやすい場所との理由からです。

ご承知のとおり、少子高齢化の進展のもと、地域社会の環境も大きく変化し、地域住民の関係が希薄となっている状況にあります。緊急時また災害時、救急隊員が駆けつけたとき、冷蔵庫をあければキットがあり、情報を早急に、そして確実に得ることができます。命のバトンである救急医療情報キットの導入につきまして、市長のご所見を

お伺いいたします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 今回の一般質問で鎌田議員からこの救急医療情報キットのお話が出たというふうなことで、ヒアリングの段階で出たということで報告がありまして、これは救急車が来て冷蔵庫からそれを取り出して、そしてかかりつけ医とかさまざまな情報がそのキットの中に入っているという、簡便性、そしてその情報は個人が書いて入れておくわけですので、そういうふうなところは非常にいいものだという認識をいたしております。また、民生委員の方からもそういうふうな情報が寄せられております。有効性が非常に高いものと、こういうふうな認識をいたしているところでもありますので、これからの災害時要援護者支援事業要綱、先ほど壇上で答弁を申し上げました、その見直し作業、そしてまたマニュアル作成とあわせて、これは前向きに、積極的に取り組んでいきたいと、このように思います。この情報は、東京都港区でも実施していると伺っておりますし、非常に有効性の高いものと、このように認識をしておりますので、積極的に取り組ませていただきたいと、このように思います。

○議長（村中徹也） 10番。

○10番（鎌田ちよ子） ただいま市長より救急医療情報キットの導入について、大変ありがたいお答えをいただきました。ぜひこれは早急に実施されることにより、皆様の貴重な命が助かるわけですので、よろしくお伺いいたします。

民生委員さんのこともお話に上がりました。民生委員さんのご協力なしでは、この高齢化社会を支えられないということは私も重々知っているつもりでお話しします。民生委員さんの協力をとの答弁がありました。民生委員さんが抱えている役割については、皆様大変認識していると思います。ひとり暮らしや高齢者世帯が今後ますます増加す

ると見込まれます。民生委員さんは、1人当たりの担当されている世帯は増加の一途をたどり、さらに児童委員も兼任されている方もおられます。民生委員さんたちは、それが仕事ではないわけで、中には仕事を持ちながら職を全うされている方もおられ、いつも、いかなるときでも連絡がとれるとは限りません。年々高齢化が進み、ひとり暮らし高齢者、高齢者世帯が急増していること、また地域の協力が難しいケースも出てきています。地域包括支援センターを初め関係機関は地域に出向いていただき、高齢者の方々が住みなれた地域で安心して生活できるようにさらなる支援体制をよろしくお伺いいたします。

防災については、先ほどお話にもありましたが、実は新聞報道でありまして、市の行政評価制度において、最終評価の結果がまとまりということで報告された中に、緊急通報体制整備事業費について、審議会の皆様は見直しということを市長に報告されたようでございます。このことについての現状を踏まえ、今後の対応方についてお伺いいたします。

○議長（村中徹也） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鴨澤信幸） 緊急通報体制ということでございますけれども、現在行っているのはセコムを利用した緊急通報体制と、それから青森県の社会福祉協議会を利用しております福祉安心電話ということでございます。その2つの系統でやっているのですけれども、そのほかにまた新たなもっといい方法でやれないということで提言をいただいておりますので、これから検討してまいります。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 10番。

○10番（鎌田ちよ子） 質問の3の公共交通体系整備については、金額等先ほどお伺いいたしました。コミュニティバスについてですが、現在佐井村

では村の方のニーズに合わせた取り組みとしまして、デマンドのようなコミュニティバス、並びにタクシーを利用した制度を活用されています。また、五戸町では「五戸ちんちんバス」として活用し、八戸市でも活用しています。このように地域に即した地域の中の公共交通の解消ということで移動サービスに鋭意取り組まれている自治体がございます。本市におきましても、ぜひ前向きに取り組んでいただきたく要望といたします。

最後になりますが、佐井村の父子家庭支援について先にお知らせします。下北半島の西の端、人口約2,500人の小さい村からの改革、佐井村父子家庭支援金支給制度として、県内初実施と報道がありました。この方は、両親と中学1年生と小学校5年生の子供さんと一緒に暮らしているのですが、父親は長い間トラック運転手をしていたのですが、体を壊し、やむなく転職、そして離婚、現在は漁協の臨時職員として働きながら子育てをしているということで、以前に比べ給料が半分になり、これは親の年金がなければ自分は子供は育てられないというお話でございました。このときに村から父子家庭支援金といたしまして、児童1人につき1万円が対象ですよとのお知らせがあり、申請手続を済ませたそうです。佐井村では、所得制限なしで現在7世帯、13人の子供さんが対象になっているそうでございます。

ところで、子供さんの就学やその準備などに充てることができる貸付制度については、母子寡婦福祉制度があるものの、名前のとおり母子家庭のみで、経済的支援で大きな差がついております。皆様には、このことを考えていただき、父子家庭の方の支援として、例えば児童育成手当など、そのような対応ができないかどうかお伺いいたします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 父子家庭の問題、私も議員

と同じように胸を痛めているというふうなことでございます。来年度に国のほうで、母子家庭と同様に支給対象とするという方向性が打ち出されておりますので、その動向を見きわめながら対応してまいりたいと、このように考えております。気持ちは同じであります。

○議長（村中徹也） 10番。

○10番（鎌田ちよ子） 明年の国の制度を見きわめてというお答えでありました。

次に、ひとり親家庭現物給付については、先ほど部長からお伺いいたしました。医師会また関係機関との協議が十分に必要なことを私も承知しております。ですが、現場の厳しさを、ぜひ声を含んでいただき、市として何かしらできないかどうかあわせて今後早急に検討していただきたいと思っております。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（村中徹也） これで、鎌田ちよ子議員の質問を終わります。

昼食のため1時10分まで休憩いたします。

午後 零時09分 休憩

午後 1時10分 再開

○議長（村中徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎村川壽司議員

○議長（村中徹也） 次は、村川壽司議員の登壇を求めます。24番村川壽司議員。

（24番 村川壽司議員登壇）

○24番（村川壽司） スポーツを愛し、子供の未来を考える男をモットーとして日々頑張っています。むつ未来会派の村川壽司です。

過日の新聞紙上に特定非営利活動法人むつ市陸

上競技協会が宮下市長に老朽化が著しいむつ運動公園陸上競技場や市民体育館などの早期改善を要望している場面が写真入りで掲載されていました。要望に対して宮下市長は、財政状況をにらみながら、優先順位の経済効果を考えて計画的に検討していきたいと述べておりました。以前に比べて前向きな姿勢が見られるご答弁、ありがとうございました。特に陸上競技場は、5年ごとに公認認定を受けなければならない決まりがあります。それも来年に迫っており、これを通過しないと記録公認レベルの大会はできなくなります。ぜひとも早急に手がけてほしいと思います。これらの競技施設で行われる各種大会のもたらすむつ市への経済効果も毎年上向いてきていることは事実です。よろしくお祈りいたします。

さて、それでは一般質問に入ります。まず最初に、道路状況の諸問題についてお伺いいたします。第1点目は、下北半島縦貫道路完成の見通しについてですが、むつ市の土手内周辺の南側の橋の工事作業は進んでいますが、そこから野辺地寄りの道路工事は行われていません。その理由として、土地の買収が進んでいないのが現状で、担当者同士の話し合い並びに協力関係をもっと密にしてはどうでしょうか。開通、貫通をいち早く願ってさまざまなイベントや要望等が行われていますが、その期待に沿えるような働きかけをしてほしいものです。

第2点目は、宇曽利バイパスの道路計画進捗状況についてですが、私が以前質問したとき以来、全く変化がないというような感じがします。その後どのような対策、対応がとられたのでしょうか、教えてください。

第3点目は、脇野沢地区のがけ崩れの補修計画実施可能性の見通しについて質問します。現場の崩れた箇所の距離は30メートルから50メートルくらいで、そんなに長い距離でもないと思います。

県の方に問い合わせたところ、1月上旬に入札し、それから工事に入るとのことでした。このがけ崩れが起きてから相当月日がたち、迂回路も港湾の中という不便な状況にあります。向寒の折、住民にはなお一層の不便を強いられていることとなります。一刻も早く住民並びに観光客が安心安全に通れるよう県との連携を密にとり、早急に解決してほしいと切に要望いたします。

次に、2番目のむつ市の税収入をふやすための一工夫について提案します。10月初めに国民健康保険事務視察研修ということで、北海道芦別市を訪れ、研修させていただきました。芦別市では、さまざまな取り組みをしておりましたが、その中で私が特に興味深いと感じたことを1つ紹介したいと思います。

芦別市では、人口の流出が進み、昭和33年では7万5,309人でしたが、平成17年の国勢調査では1万8,889人と2万人を下回ったそうです。このため、税収入の増を目指すため、年間2万人のスポーツ選手に芦別市に来ていただき、スポーツの活性化を図っているそうです。その中心に日本バレーボール協会と提携し、合宿を毎回芦別市で実施していただき、それに関連して道内の小・中学校、高校、また一般の合宿、大会を開催し、宿泊業界の協力を得て宿泊料を安くしていただき、実施し、2万人分の税収入を得ているとのこと。この方法は、むつ市にも適用できるのではないかと思います。ぜひご意見をお聞かせください。

次に、3番目の町内会行事をより一層活発化するために、市職員を含む公務員等の積極的な参加について質問します。町内会には、さまざまな行事がありますが、大湊地区では特に一番大きな行事が大湊ネブタまつりです。そのネブタ完成までにかかる日数、手間は大変なものです。すべてボランティア活動なので、無理にお願いすることもできず、制作作業を手伝っていただけるメンバー

が不足して困っているという声をよく耳にします。土、日曜日の休みの日で手のあいているときだけでも少しでも協力していただければ町内会のネブタも期日までもっと余裕を持って完成できるのではないのでしょうか。また、自分たちが参加することによって、それをきっかけに町内会の会員同士の声かけの輪も広がっていくのではないのでしょうか。さらに、市民の声をじかに聞くことによって、むつ市の元気にもつながっていくものと思います。町内の活性化、市民みんなの喜べるネブタまつりになると思います。ことしのように、ネブタと花火をむつ市の名物にしていきたいものです。

最後に、4番目のインフルエンザの大発生についてお伺いいたします。11月22日の関係機関の発表で、全国で1,075万人を超えたとされるインフルエンザが大発生し、終息することなくどんどんふえ続け、青森県でも全域を警報状態という異常事態です。青森県教育委員会スポーツ健康課と各市町村教育委員会から毎日のように集計結果が発表されていますが、青森県の小・中学校、高校、そして幼稚園と、ほとんどの学校が何らかの措置をとり、また再度の措置を余儀なくされている学校もあるようです。むつ市のインフルエンザの罹患状態並びに予防接種を含む今後の対処措置についてお知らせください。

さらに、学校側ではインフルエンザによる学校閉鎖並びに学年、学級閉鎖等による学習進路状況のおくれ等が危惧され、その対策に頭を痛めていることと思います。また、高校入試を控えている3年生の諸君においては、大事な授業を受けられない、授業時数が不足している、他校との比較などで思い悩み、早く全快して正常な授業を受けたいと願っていること等推察しております。教育委員会として、日常の授業及び冬休みに向けて安心して過ごさせる各校への指導または校長会議等で

の対策など、わかればお知らせをお願いします。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（村中徹也） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 村川議員のご質問にお答えいたします。

まず、道路状況の諸問題についての1点目、下北半島縦貫道路完成の見通しについてであります。村川議員ご承知のとおり、地域高規格道路下北半島縦貫道路は、当地域における救急救命医療体制の確立や経済の活性化等を図るうえで大命題となっております地域の一体的発展に資する高速交通体系の整備を初め、国家プロジェクトであるむつ小川原開発地域の国家石油備蓄基地、本市の使用済燃料中間貯蔵施設、大間町、東通村の原子力発電所、六ヶ所村の原子燃料サイクル施設など当地域で進められております我が国のエネルギー政策上極めて重要な役割を担う路線であります。これまで本路線の整備促進につきましては、市議会、下北総合開発期成同盟会などにおいて国や県等へ精力的に要望活動を展開してきたところでありますが、去る11月28日には本市において青森県の主催で本市と下北未来塾の共催により開催されましたシンポジウム「下北からのメッセージ2009」に約400人が参加し、その重要性、早期完成への思いが強く訴えられたところであります。

現在下北半島縦貫道路は、全線約60キロメートルのうち野辺地バイパス及び有戸バイパス合わせて13.2キロメートルが供用され、整備区間でありますむつ南バイパス、有戸北バイパス及び吹越バイパスの3工区21.3キロメートルにおいて整備が進められております。本年度の事業概要につきましては、実施主体であります青森県からの情報によりますと、むつ南バイパス9.2キロメートルについては、仮称であります。新田名部川橋の下部工を完了するとともに、用地取得及び改良工事

の促進を図る予定としているとのことであります。昨年度に事業採択されました吹越バイパス5.8キロメートルについては、地形測量、道路設計等、有戸北バイパス6.3キロメートルについては改良工事等を進めるとともに、野辺地北インターチェンジで接続する県道の土工事に着手し、平成20年代中ごろの完成を目指す予定としているとのことでありますが、下北半島縦貫道路の全線開通の見通しにつきましては、現段階で示すことはかなわない状況にあると伺っております。

なお、平成22年度につきましては、国の概算要求における道路整備予算が大幅に縮減されたことから、県の道路整備予算も縮減される可能性があるとのことでありますが、そのような場合においても下北半島縦貫道路の整備に重点的な予算配分を図っていきたいとしております。

また、目下新政権におきましては、「コンクリートから人へ」という理念を掲げ、公共事業の抜本的見直しが必要であるとの方針が打ち出されておりますが、下北半島縦貫道路など地域にとって真に必要な道路については今後においてもさまざまな機会をとらえ、力強く要望活動を行ってまいり所存でありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

2点目の宇曾利バイパスの道路計画進捗状況についてのご質問であります。国道338号むつバイパスは市内の渋滞を緩和し、円滑な交通確保を図るため、柳町3丁目から桜木町までの11.4キロメートルについて、昭和50年から事業に着手しております。このうち柳町3丁目から大湊浜町までの6.5キロメートルは、むつ工区及び大湊1期工区として平成12年度までに完成し、供用しております。現在大湊浜町から桜木町までの4.9キロメートルについて、大湊2期工区として整備を進めておりますが、この工区の中央に当たる宇曾利工区1.2キロメートルが平成6年度に着手して、平

成19年度に完成しておりますことから、残る大湊浜町側2.6キロメートルと桜木町側1.1キロメートルの合わせて3.7キロメートルについて、平成20年度に事業着手し、測量設計を実施しており、できるだけ早い時期に用地買収に入りたいとしております。

3点目の脇野沢地区のがけ崩落補修計画実施完成の見通しについてであります。去る10月12日に発生しました一般県道九艘泊脇野沢線蛸田地区の岩盤崩落に伴う通行どめにつきましては、幸い崩落による犠牲者はなく、また崩落箇所の海側が蛸田漁港に面しているため、臨港道路を迂回路として利用できることで集落が孤立する状況には至りませんでした。沿線でのたび重なる崩落で住民生活へ多大な影響を与えていることから、県に対し早急なる対応をお願いしてきたところであります。

現在対策工法の設定が終了し、1月上旬に工事発注の予定と伺っております。交通どめの解除の時期につきましては、工事の進捗状況を見ないと明確にはできないとしておりますが、おおむね平成22年中とのことであります。今後とも危険斜面の点検強化に努めていただくよう要望してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、むつ市の税収入をふやすための一工夫についてのご質問についてお答えいたします。税収入をふやす工夫といたしましては、現在賦課されている調定額の確実な確保と市税調定額の基礎となる課税標準額を多くすることだと認識しております。調定額の確実な確保といたしましては、差し押さえやインターネットによる公売等さまざまな徴収対策を施行して努力いたしておるところでございます。この徴収対策につきましては、全国各自治体が100%の収納率を目標にして、法令遵守のもとでさまざまな施策を行っておりますが、

議員が視察されました北海道芦別市では、徴収に対する市民の信頼を確保するために独自の条例の制定によって税収確保を図っていると聞き及んでおります。

この条例は、市税等の特定の滞納者に対して行政サービスの停止、特定滞納者の氏名を公表することができる特別措置に関する条例で、議会、住民側等と3年間論議して、平成17年4月から施行しているとのことでございます。議会に提案する際に、全国的に注目されたことから、そのアナウンス効果もあり、徴収率は上昇に転じたとのことでございます。ただ、この条例が滞納の抑制策にもなっているようでありまして、今までに条例が適用された事例はないとのことでございます。当市におきましては、おかげさまで徴収率は上昇傾向にありますし、義務の履行における市民の公平感を著しく阻害するような特定の滞納者をつくらぬ税務行政を目指して税収確保に努力しておりますので、議員の皆様、そして市民の皆様におかれましては、一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

市税の歳入は、平成19年度の三位一体改革による税源移譲で個人市民税はふえましたものの、今後到来する人口減少、そしてまた昨今の社会経済の先行きから見ましても、税収の先細りは否めないところにあります。したがって、私は議会でも既に報告しておりますが、地方分権時代に向けて自主課税権を確立するために法定外税の創設を目指して積極的に取り組んでおりますし、ふるさと納税をPRする等の財源の確保に努力しております。

また、産業の活性化、雇用創出、所得増加のためのさまざまな刺激策を打ち出し、長期総合計画の基本理念であります「人と自然が輝く やすらぎと活力の大地 陸奥の国」の具現化に向けて積極果敢に取り組んでいるところでございます。も

ちろん議員ご提案の各種スポーツ大会の誘致による経済効果につきましては、直接的経済効果ばかりでなく、間接的経済効果といたしまして、所得増加、税収増大効果、雇用創出効果も期待できることは十分承知しておりますので、今後ともスポーツ大会を初めとして県レベル以上の文化的イベントや大会会議等の誘致に前向きに取り組んでまいりますので、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

次に、町内会行事をより一層活発化するためにとのご質問にお答えいたします。市職員は、自分の家に帰れば当然一市民であり、自分の住んでいる地域で市民の皆様と同じように市民サービスを受けておりますし、自らの生活環境の向上を図ろうとする市民感覚は公務員としての仕事の質を高めることにつながるものと認識しております。したがって、町内会の各種行事への積極的な参加や協力についても当然ながら、行政マンとしてそれぞれの地域をいや応なしに意識しなければならないものと認識しております。無論議員ご指摘の傾向が町内会全般に言えることなのかどうか、その実態についてははかり知れませんが、一方では一部の職員については長年地域の活動や行事あるいは田名部まつりや大湊ネブタを初めとする各種行事、祭典に積極的に参画しつつ、折々に町内の冠婚葬祭の支援にも時間を割いていることは議員もご承知のことと存じます。

また、全体の奉仕者であるという公務員としての自覚から、ともすれば公務を優先して町内会の行事よりも平日の時間外勤務や休日勤務をいとわず多忙な公務に従事している多数の職員がいることも理解していただきたいと存じます。特に今年度においては、市制施行50周年及び合併5周年という年であったことから、それに伴う記念事業やイベントがメジロ押しであったことも相まって、公務に専念せざるを得なかった職員も通常の年度

より多くいたかと思えます。議員もご承知のとおり、大湊ネブタを一例に挙げますと、職員同士の親睦の意味合いもある職員互助会のネブタ運行の参加についても、決して市職員の住む町内会のネブタ運行の参加を妨げてはおりませんし、あくまでも本人の自由意思に任せております。

私は、新採用職員の研修において、「まちを歩けば何らかの行政課題に遭遇する、そのための感性を日々育ててください」と訓辞いたしました。したがって、冒頭においても申し上げましたが、行政マンとして自分の住んでいる地域を意識することはもとより、のびきならない家庭事情を抱えていない限りは、町内会の行事には協力を惜しまないよう全職員に対して改めて督励してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次の新型インフルエンザの大発生については、教育委員会より答弁いたします。

○議長（村中徹也） 教育長。

（牧野正蔵教育長登壇）

○教育長（牧野正蔵） 新型インフルエンザの大発生についてのご質問にお答えいたします。

まず、罹患状況についてであります。新型インフルエンザは8月4日に最初の罹患報告があり、8月19日までに小学生11名、中学生3名、計14名が罹患したところであります。この期間は、夏季休業中でありましたので、小学校4校、中学校1校が10日から12日間の学校活動停止の措置をとったところであります。この措置により、一たん落ちつき、終息の傾向を示しましたが、9月に入った9月7日から再び罹患者が出て、12月8日現在で、きのうの段階でございますが、小学校で474名、中学校で350名、計824名、うち職員が2名の罹患となっており、児童・生徒の約15%が罹患している状況にあります。また、措置をした学校は、小学校が11校、中学校が7校、計18校で、その内訳を申し上げますと、学校閉鎖の措置をと

った学校が小学校で9校、中学校2校、学年閉鎖は小学校で延べ18校、中学校は延べ14校、学級閉鎖は小学校で延べ13校、中学校で延べ7校となっております。

なお、発生した当初は個人が特定されるなどの影響を考慮して学校名は公表しておりませんが、季節性インフルエンザと同様の取り扱いに変更されたことから、全国及び県内の動向を考慮しつつ、予防意識啓発に資するため、10月13日より市のホームページに措置状況を掲載しているところであります。

このインフルエンザに係るワクチンの予防接種につきましては、国で定めた優先接種対象者として医療従事者、基礎疾患を有する方、妊婦の方と順次行われておりますが、このうち小学校低学年につきましては来週の12月17日から集団接種を実施することとして健康推進課で準備を進めているところであります。これは、任意接種でありますことから、現在接種希望者の取りまとめをしているところであります。1月中旬からは、小学校高学年と中学生の集団接種を実施する予定となっております。

続いて学習進路の状況並びに高校入試等への対策についてお答えいたします。インフルエンザ発生から既に4カ月が経過しているにもかかわらず、児童・生徒の疾患が現在も続き、大変憂慮される状況にあります。教育委員会といたしましても、2学期初めの校長会議で新型インフルエンザに係る対応について指示、連絡をいたしておりますが、それに加えて学校閉鎖等の措置に関する通知文により授業時数の確保、学習内容の履修の徹底についても周知しているところあります。議員ご指摘のとおり、学習内容の未履修、未定着は決してあってはならないことであり、その認識は私ども教育委員会、各小・中学校も同様であります。既に学校閉鎖等の措置をとった学校にありまして

は、児童・生徒が家庭で一人学びができるよう学習プリントを配布するなどの個別の対応をしております。さらに、授業時数を確保し、未履修、未定着を防ぐために、各学校の実情に合わせた対応をしているところであります。

その主な対応といたしましては、冬季休業日数を短縮する措置をとる学校は、小学校6校、中学校4校、冬季休業中もしくは放課後に学習会を実施する学校が小学校2校、中学校5校、5時間授業の日に6時間目に授業を実施する学校が小学校が7校、中学校が1校であり、そのほか学校によっては学習タイムを設定したり、行事の見直しの措置をとっているところであります。幸いこうした対応の結果、現時点においてすべての学校が今年度の学習内容を確実に履修し、十分な定着を図ることができる見通しを持っているところであります。

また、高校入試は生徒にとっては中学校卒業時の最初の関門であり、人生の一つの試練、岐路でもあります。中学校では校長、学年主任、担任、進路指導主事を中心にきめ細かな進路指導を実施するとともに、冬季休業中においては各学校とも7日間程度の整理学習、3学期には授業とは別に20日間程度の放課後の整理学習を予定しております。したがって、高校入試の出題範囲につきましても、例年どおり滞りなく履修し、高校入試に備えることとしているところであります。

また、各中学校においては、生徒との個別面談によりきめ細かい精神的ケアも実施しているところであります。

なお、教育委員会では、インフルエンザに係る高校入試の対応を現在検討中であり、1月中旬に各市町村の教育委員会、各中学校あてに通知される予定となっております。私ども教育委員会といたしましても、子供たちが不利益をこうむることがないように各校と連携を密にし、情報収集や対応

策の協議に取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員のご理解を賜りたいと存じます。

○議長（村中徹也） 24番。

○24番（村川壽司） 大変すばらしい回答をありがとうございました。そこで、さらにちょっとだけお聞きしたいと思います。

まず1番目の道路関係ですけれども、下北半島縦貫道路も宇曾利バイパスについても、また脇野沢のがけ崩れの道路についても、県の地域整備部に行っているいろいろお聞きしてきました。ただ、元気な返事は返ってきませんでしたけれども、とにかく一番頭に来ているというか、心配しているのは土地がなかなか手に入らないということを一番心配しておりました。今橋をつくっているところから野辺地方面に関しても、なかなか手に入らないと。それから、宇曾利バイパスのほうの大湊浜町の周辺も手に入らないと。そして、一番明るい返事をしてくれたのが脇野沢蛸田のがけ崩れのところは来月入札するという話で、もっともっと県の地域整備部の方と市当局の方との話し合い、または土地等についての協力、そういう関係プレーをしていけば、幾らかでも早くむつ市へ観光客が入ってくると、そういうふうにつながると思うのですが、その辺の交渉関係についてちょっとお聞きしたいなと思います。

○議長（村中徹也） 建設部長。

○建設部長（太田信輝） 村川議員のご質問にお答えいたします。

確かに村川議員おっしゃるとおり、市も県とタイアップして交渉できればいいのでしょうかけれども、ただいまうちのほうで県に協力している部分というのは、地権者の相続関係とか、そういうものを調べる方向のお手伝いはさせていただいております。現実には地権者と直接会って交渉ということはまだしておりませんが、今後そういうことも考えていかなければならないかなとは思っ

ております。

今現在、平成20年度末の用地の取得状況でございますけれども、今大体75.6%、これは用地の事業費ベースですけれども、75.6%までは取得されているということでございます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 24番。

○24番（村川壽司） 2つ目の質問ですけれども、税収入について、北海道の芦別市に委員に当たっている方とともに行かせていただきました。やっているいろんな差し押さえとか、税金を納めないで差し押さえされたり車にロックをかけられたりとか、そういうのは大体どこの市でも同じみたいです。写真入りのパンフレットも見させていただきましたけれども、ただそれ以外にそういう人口流出、税がふえない、それを防ぐとか、逆に人を集めて、そして税もふやすというやり方が非常にいいなと。そういうことで今回質問とか、提案みたいな形で出しましたけれども、むつ市でそういう施設というふうになると、やはり大きな問題は大きな体育館がないと、またはドームも市当局が決定しますので、やはり体育館が必要かなと、そう思っております。そうすれば、そこを使う種目が数多くありますので、体育館を建てるくらいのもので三、四年で収入として入ってくるのではないかなと、そう考えております。

その視察をしながら、みんなですぐ近くに夕張市があるということで、夕張市をみんなで見に行こうと、市役所に直接寄らなくともということで夕張市を走りました。朝早く立ちましたけれども、地図上では近いのですけれども、夕張市を横断するには非常に時間がかかりました。そういう中で、やはり寂しかったのは、メロン店のシャッターとか看板が結構おっていました。そういう点、非常に寂しいなと感じましたけれども、新たに新しい事業を行っている、そしてそこに働いている人が

300人前後、工場も運転してしまっていて、相当な数のお客さんが入っておいりました。そういう点で、着々とともに戻ろうという気持ちで頑張っている姿が見受けられましたので、一応報告しておきます。

町内会行事については、よろしく願います。

それから、インフルエンザとそれに伴う学校の授業、その他につながるのですけれども、やはり授業のほう非常に子供たちは心配していると思います。もう2回、3回目の休校、または学年閉鎖とか学級閉鎖とっているところもあるみたいです。そういう点で、教育長がお話したことはわかります。これも冬休みまででおさまってくればいいのですけれども、今大学などでも追試を認めている学校の名前も出てきています。できればそうならないような体制づくりがなされればなと、そういうふう思っております。特に3年生について、これ以上悪くならないように、そのためにもワクチンのことですが、新聞等には17日ということで、17日にむつ市の小・中の子供たち全員がやるのかなと思ったら、小学校低学年だけで、1月に中学年、高学年、そして中学校と、ここだけちょっと詳しく、なぜこういうふうになったのか、なぜ一回でできないのか、その辺を教えてくださいたいと思います。

○議長（村中徹也） 教育長。

○教育長（牧野正藏） けさの新聞にも出ておりますけれども、県下におきましても、むつ市におきましては集団接種をしていただけたということで、むつ保健所あるいはまたむつ下北医師会、また保健福祉部、そして私ども教育委員会というふうなことで、非常にむつ下北医師会のほうに積極的に協力いただきまして、今言ったように来週から、17日から小学校1年生から3年生までが集団接種を実施できることになったということで、大変私はありがたく思っているわけでございませ

て、あと詳しい等々につきましては所管外になりますけれども、一応健康推進課でございましょうか、お答えいただければありがたいと思います。お願いします。

○議長（村中徹也） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鴨澤信幸） 当初小学校高学年、それから中学校の生徒、児童に関しては、1月の第3週ということで1月18日からの接種が予定されておったのですが、それが1月8日へ前倒しになりました。それで、それに向けてまたこれからも集団接種の方向を探りたいということで今検討に入っているのですが、これもまたむつ下北医師会とか保健所のほうの協力がなければできないことありますので、できる限りお願いして、集団接種に向けていきたいと思っていますので、ご了承願いたいと思います。

○議長（村中徹也） 24番。

○24番（村川壽司） よくわかりました。ぜひとも、特に中学3年生は追試を受けなくてもいいような形で高校入試に向けて健康第一にし、頑張っしてほしいなど、こう思います。

以上で終わります。

○議長（村中徹也） これで、村川壽司議員の質問を終わります。

午後2時10分まで暫時休憩いたします。

午後 1時56分 休憩

午後 2時10分 再開

○議長（村中徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎新谷泰造議員

○議長（村中徹也） 次は、新谷泰造議員の登壇を求めます。2番新谷泰造議員。

（2番 新谷泰造議員登壇）

○2番（新谷泰造） 民主党の新谷泰造です。むつ市議会第202回定例会に当たり、通告の順に従い一般質問を行います。

去る10月26日、鳩山首相は所信表明演説で、コンクリートから人への理念、友愛政治の原点として、政治は弱い立場の人々や少数の人々の視点を尊重しなければならないと表明しております。私は思う。むつ市も公平公正でガラス張りの市政運営により、赤ん坊にも高齢者にも障害者にも優しく思いやり、友愛のある市政を実現し、希望を見出せる社会をつくらなければならないと。市民の生活が第一、財政再建を優先させ、財政を健全化し、市民の福祉を充実すべきであるという立場から質問いたします。

市長の政治姿勢について質問いたします。まず、政権政党に対する対応について。宮下市長は、市民党という立場から、さきの衆議院選挙において、当時政権政党で市長の選挙で支援を受けた自民党の候補を、「民主党が勢いで300を超えると歯どめのかかない都市型政権ができる」と民主党を批判して応援しました。私は、民主党むつ下北支部の幹事長として、国の税収が46兆円から37兆円に大きく落ち込み、予想外の財源の不足の中、事業仕分けをしたとしても、国民の期待にこたえる予算ができるのか、政権公約を実現できるのか心配しているところでありますが、補正予算により地方交付金が増額され、むつ市の市政運営により影響が出ることを期待しているところであります。

ところで、来る参議院選挙では、宮下市長は市民党という立場から、市政運営のため、今度は政権政党になった民主党の候補を応援するのでしょうか。そして、政権交代は市長の市政運営に影響を与えるのか、市長のご所見をお伺いいたします。

次に、国会答弁について。先日の自民党の加藤元幹事長の鳩山首相に対する代表質問において、加藤元幹事長は文書で、来年度予算編成という抽

象的通告をし、所管部署の担当者の聞き取りに対し、「既に伝えた事項に尽きます」と返答し、聞き取りを拒否したにもかかわらず、鳩山首相や大臣らは、緊張感を持って原稿なしで正々堂々と自分の言葉で答弁し、情報を公開し、国政を運営しております。

これに対し、さきの定例会で私は一般質問において、議長の許可、議会運営委員会の審議を経て、市長に対し、文書で「ウェルネスパークの指定管理について」と通告し、所管部署の担当者の聞き取りに対し、「前回の一般質問の関連で質問するから、市長、理事者らは答弁できると思う。答弁できない場合は再質問で聞くから心配ない」と返答したのです。ところが、私の一般質問の中において宮下市長は、前もって再質問であることを明示し、さらに所管部署の担当者の聞き取りの際には、宮下市長が答弁できるように具体的内容を質問しておかなければ答弁できないとして実質上答弁を拒否して情報を公開せず、市政を運営しております。このままでは、アンシャンレジーム、いわゆる暗黒の時代の市政になるのではないかと心配しているところでもあります。すなわち、答弁拒否、匿名寄附などが多くなり、市長に不利な情報は秘密にし、有利な情報のみ公開するのではないかと。

そこでお尋ねします。国会での鳩山首相、大臣らの緊張感を持った原稿なしでの正々堂々、自分の言葉でした答弁態度を見習って宮下市長の答弁の態度を改め、いわゆる事業仕分けのようなガラス張りの市政運営により希望を見出せる社会をつくるつもりはないか、市長のご所見をお伺いいたします。

次に、人事の適正、公平について。まず、さきの6月定例会で市長は、宮下市長の親族の方の下北自然の家の再就職の継続的雇用について、教育委員会から下北自然の家の運営を軌道に乗せるに

はもう一年引き続き支援をいただきたい旨の要請があったこと、決して宮下市長の親族の方が宮下市長の選挙に宮下市長の親族として一生懸命努力したことが継続的雇用の理由でないことを答弁いたしました。

そこでお尋ねします。下北自然の家の運営で軌道に乗っていないとは具体的にどういうことなのか。

第2に、どのようになれば軌道に乗ったことになるのか。

第3に、宮下市長の親族の方が下北自然の家の存続と、その受け皿づくりに奔走したことが宮下市長の親族の方の職務にどのように役立っているのか。例えば定額給付金の担当者が定額給付金の給付が終わるまで6カ月間だけ継続的雇用するという場合では納得できるのでありますが、説明をお願いいたします。

次に、さきの6月定例会で私の一般質問の、指定管理者の中でむつ市の退職者の実質上の天下りと思われるような人事や下北自然の家のような宮下市長の親族の方だけが再雇用されるような不適切な、不公平な人事が行われた場合には、むつ市は当然公表し、指導、関与すべきであると思うところでありますという質問に対し、市長は、これまでのところむつ市退職者が指定管理者に雇用されたことでは、弊害も問題もないと答弁しております。

そこでお尋ねします。第1に、むつ市の有効求人4人の失業者に対し1人分の求人より少ないのです。そして、むつ市の市役所の退職者はむつ市内の中小企業の退職者と比べ多額の退職金をもらい、年金額も高額であります。原則として定年退職後の生活は保証されております。そこで、失業して生活に困窮している失業者のために指定管理者施設への雇用分は一般市民に開放し、雇用の改善に努めるべきものと思うところであります。市

長のご所見をお伺いいたします。

第2に、市民から匿名で指定管理施設の下北文化会館に宮下市長の親族で下北自然の家に再就職している方の妻と息子が勤務している、また下北文化会館の館長及び来さまい館の館長はむつ市の退職者の天下りであるという情報提供があります。事実でしょうか、説明をお願いいたします。

第3に、私は指定管理者にはむつ市から合計3億5,000万円もの多額の税金が指定管理料として支払われ、その中には人件費も含まれているので、指定管理施設は国の特殊法人と同様、むつ市の関連施設であると思うところであります。むつ市役所の退職者が指定管理者施設に再就職することと、国家公務員が特殊法人へ天下りすることとどのように趣旨が異なるのか説明をお願いいたします。

次に、むつ市の職員が公金75万円を横領し、入院中に手紙により自ら横領の事実を申告して自首し、横領金75万円を返却したものは、仮に横領罪の刑事裁判になったとしても執行猶予になると思われませんが、宮下市長は懲戒免職処分の厳罰に処しました。一方では、指定管理者の理事者が実質上市の税金である指定管理料の970万円を横領し、逃げて、横領金970万円を返却しない者はおとがめなしとした理由を説明願います。

そして、さきの臨時会での市長がしかるべき時期に責任を考えると、部長級、次長級、課長級を懲戒処分にすることを意味し、宮下市長自身は責任をとらないということでしょうか。市長のご所見をお伺いいたします。

次に、情報管理について。むつ市の職員による公金75万円の横領事件に関し、むつ市が氏名を公表しなかったにもかかわらず、某新聞が氏名を記載できたのはなぜか。むつ市の情報管理に問題があるのではないかと、説明をお願いいたします。

次に、さきの11月27日の定例会で理事者は、指

定管理施設における理事者の970万円の横領事件について、10月1日、970万円の横領事件の報告を受けたが、報告した理事長が横領金を補てんと約束したので、信用して指定管理料500万円を支払ったと答弁しました。

そこでお尋ねします。理事長との横領金の補てんの約束は書面でなされたのか。そして、横領金補てんの資金の出どころを確認したのか。横領金が補てんされなければ、泥棒に追銭になると思わなかったのか。結果的に現在まで横領金は補てんされておりません。理事長の横領金を補てんするという言葉を信用して、理事長に指定管理料500万円をだまし取られたと評価せざるを得ません。理事長に指定管理料500万円だまし取られた責任をどうするのか、説明をお願いいたします。

次に、財政再建について。むつ市の現状を見れば、平成20年度末時点で長期債務の合計額は690億円。ということは、生まれたばかりの赤ちゃんから介護を受けている高齢者まで含め1人当たり100万円以上の借金を負担していることとなります。むつ市でオギャーと生まれれば、100万円の借金を負担することになるのです。さらに、実質的な累積赤字は隠れ赤字33億円を加算すると48億円、そして実質赤字比率は28%で、かの夕張市と同様財政再建団体に該当するのであります。大雪が続いたり、ちょっと財政のかじ取りを間違うと夕張市なのです。私は、暖冬で除雪費がかからないように願うと同時に、宮下市長は緊張の余り毎朝胃が痛くなり、胃薬を飲み過ぎているのではないかと心配しているところであります。

ところで、むつ市の財政は電源立地地域対策交付金の動向、下北医療センターに対する負担金、脇野沢地区における廃棄物処理経費の6億2,000万円、さらに歳入の7割以上が国や県の交付金、補助金に依存しなければならない弱い財源であります。綱渡りの財政運営の中でぎりぎりま

で経費を節減しているところであります。

そこでお尋ねします。まず、新聞報道によると、2013年度にはむつ総合病院の黒字が15億円になるとされているが、15億円の黒字の見通しとむつ市負担金との関係について、簡単明瞭、具体的に説明をお願いいたします。

次に、6月定例会で私の使用済み核燃料中間貯蔵施設の着工延期が赤字解消計画に与える影響について、具体的な数字で示していただきたいという質問に対し、市長は、交付金の具体的影響についてはお答えを差し控えさせていただきますと答弁しております。市民の中から、財政再建が順調にいかなくなるから答弁できないのではないかとという声があります。来年度の予算編成にも影響することであり、さきの定例会から6カ月も経たことです。そして、宮下市長は常日ごろ情報公開を重視すると言っているのですから、具体的な数字を示して説明をお願いいたします。

次に、指定管理者制度について質問いたします。まず、ウェルネスパークの指定管理についてであります。さきの6月定例会で理事者は、ウェルネスパークの指定管理料1億1,500万円の本事業の業務内容、3,880万円の自主事業の内容、そして自主事業の利益1,370万円を指定管理者の営利を目的とする株式会社が取得することを認めている内容の答弁をしております。

そこでお尋ねします。第1に、指定管理に関する基本協定書第7条の本事業の業務内容、第8条の業務の範囲、第43条の自主事業の実施等の条文を解釈すれば、指定管理料の1億1,500万円の本事業の中にはエアロビクスや水中ウォーキング、トレーニングジムなどの3,880万円の自主事業に関する施設管理費、運営費も含まれていると理解せざるを得ないのですが、含まれているのでしょうか。また、1億1,500万円の本事業と3,880万円の自主事業の区別の基準を示していただきたい。

第2に、指定管理料1億1,500万円の人件費と自主事業の人件費1,458万円とはどのように違うのでしょうか。

第3に、会員会費収入の3,880万円から自主事業の人件費1,458万円を差し引くと残金が2,422万円になります。人件費の費用のほかにかかる費用とはどのようなものがあるのか。

第4に、自主事業に対し、指定管理者の営利を目的とする株式会社の企業は幾ら投資しているのでしょうか。指定管理に関する平成21年度協定書第4条2項によれば、指定管理料の支払いは4月から2月まで毎月950万円、3月は1,000万円を支払うことができるとなっております。とすれば、950万円と会員会費収入月300万円との合計1,250万円で月々の人件費を支払うことができれば、指定管理者の出資は必要なくなる可能性があるから一銭も出資していないのではないのでしょうか。平成20年4月から平成21年11月までの毎月の指定管理料の支払いと毎月の人件費の説明をお願いいたします。

第5に、会員会費収入を得ている3,800万円の事業分を単に自主事業として認めた結果、指定管理者の企業に1,370万円の取得を認めたことになったのではないですか。自主事業の承諾の経緯の説明をお願いいたします。

第6に、営利を目的とする株式会社の指定管理者の自主事業に関する企業努力とは具体的に何を意味するのでしょうか。

第7に、自主事業の額が当初の答弁の4,500万円から3,880万円に減額させた理由、また自主事業の収支差引黒字が当初の答弁の2,000万円から1,370万円に減額された理由は何か、簡単明瞭に説明をお願いいたします。

次に、陸上競技場等のむつ地区体育施設の指定管理料の状況について。指定管理委託は、赤字が出ないことを前提に指定管理委託をしているので

あるから、赤字を出すような指定管理者については、指定管理能力がないものとして指定管理を見直すべきはないか。

次に、本庁舎の今後の管理について質問いたします。本庁舎の維持管理費は、見積もり予算の4,600万円の範囲でおさまるのか。市民の中には、1億円はかかるのではないかと心配する声があります。移転後の10月分、11月分の維持管理費は幾らか。今後の見通しを簡単明瞭に説明をお願いいたします。

次に、脇野沢地区の廃棄物不法投棄について。不法投棄関係者の刑事的、道義的、政治的、社会的責任について。私の一般質問に対し、まずさきの3月定例会で市長は、「時効の成立がなかったとした場合には、当然旧脇野沢村長その他の関係者らは刑罰の対象となることは明白であります。本来廃棄物の処理について指導すべき立場にある行政が不法投棄という法を逸脱した行為により多額の税金を投入せざるを得ない状況を招いているわけでありまして、結果的に被害者となるのは市民の皆様となってしまふことを考えますと、改めて強い憤りの念を禁じ得ません」と答弁しております。次に、6月の定例会で市長は、不法投棄の理由について、旧脇野沢村長らは不法投棄行為の違法性を認識しながら、主として廃棄物の処理に要する経費を軽減するため不法投棄を繰り返したと答弁して、さらに市長は旧脇野沢村長は当時の村議会の議決を得ていないと答弁しております。そこで私は、市長の答弁した以上の事実等を考慮して、不法投棄者の旧脇野沢村長の行為は何らかの責任をとってけじめをつけなければならないほど違法性が高いものと思うところでありますと述べました。ところが、この私の質問の前提たる事実の主張に対して市民から匿名で、旧脇野沢村長は当時の村議会の議決を得ているはずだ、その資料も市長に提出しているはずだ、不法投棄のかぎ

を管理していたのは業者ではないか、そして廃棄物の不法投棄は川内、大畑にもあるはずだという情報提供がありました。私は、私も法律家の端くれです、事実を反した責任を追及するつもりはありません、事実を確認しますと返答しました。この情報は事実でしょうか。すなわち、市長に廃棄物の不法投棄について、村議会の議決を証明する資料の提出があったのでしょうか。資料の提出があったとすれば、市長はいかなる理由で村議会の議決がなかったと判断したのでしょうか。業者が不法投棄場所のかぎを管理していたのか。川内、大畑町にも廃棄物の不法投棄はあるのでしょうか。簡単明瞭に説明をお願いいたします。

次に、市民の中には一般市民が不法投棄した場合と同様、旧脇野沢村長、企業らの不法投棄関係者に不法投棄処理費6億2,000万円を負担させるべきであり、市民の血税を使用すべきでないという声があります。そこで、むつ市は旧脇野沢村長、企業らの不法投棄関係者に対し、道義上及び社会的責任を追及し、損害賠償の支払いの交渉をし、少しでも廃棄物処理費6億2,000万円の損害を回収すべきであると思うところであります。市長のご所見をお伺いいたします。

最後に、道路整備について質問いたします。公衆用に供されている砂利道の私道を日常利用して困っている方に道路整備の方法として私道整備補助金交付制度のことを説明しました。困っている方は、整備にかかる多額の費用について、年金暮らしなので捻出は無理である、自分は障害者でデイサービスに通っているが、送迎の車が行き帰り大きく揺れて大変な思いをしている、同乗している人たちにも気の毒で恥ずかしい、どうにかして舗装できないものか、役所をお願いしても年に2回砂利を敷くだけだ、舗装できるような新しい制度を新設できないものかということでした。

そこで市長にお尋ねします。公衆用に供されて

いる私道の整備について、私道整備補助金交付制度よりさらに進んだ制度を新設する予定はないのか、説明をお願いいたします。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長（村中徹也） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 新谷泰造議員のご質問にお答えいたします。

まず、私の政治姿勢についての第1点目、政権政党に対する対応についてであります。さきに行われました衆議院選挙の結果、民主党が単独過半数を超える議席を獲得したことにより、民主党を中心とした連立政権が誕生し、55年体制が確立されて以降本格的な政権交代が行われたところであります。現在は、連立各党が示したマニフェストの実現に向け、行政刷新会議による事務事業仕分けを初めとした独自の視点から、国民の負託にこたえるべく鋭意努力をされておりますことは、地方行政を預かる一自治体の長として敬意を表するところであります。

お尋ねの来年の参議院議員選挙における民主党候補者の応援につきましては、これまでも申してまいりましたように、効果的な地方行政を遂行するためには、時の政権与党と良好な関係を構築し、連携を深めていくことが地方行政を預かる一自治体の長としての立場であり、このような議会での一般質問の場において言及すべき立場にはないと考えているところでありますので、ご理解願います。

また、政権交代が市政運営に与える影響につきましては、むつ市議会第201回定例会において、斉藤孝昭議員を初め3名の議員の皆様からのご質問にお答えを申し上げましたように、現在政権与党のマニフェスト等を参考として、地方行政との関連について考察している段階であり、地方重視の政治姿勢への期待感とともに、国の予算編成等

を注視してまいりたいと考えているところであります。

次に、ご質問の要旨の2点目の国会答弁についてお答えいたします。鳩山首相の答弁を引き合いに出されるとは予想だにしない高邁なご質問であります。私も一自治体の長としての立場上、議会答弁の重みについては十分心得ているつもりであります。しかしながら、むつ市議会においては極力議員各位のご質問と理事者側との議論のやりとりを建設的なものにするためにも、さらには詳細なご質問に対しても議論がかみ合うように、必要に応じて、あるいは場面に応じて各部長や関係所属長からも答弁させております。したがって、議員のご指摘のされるような不誠実な答弁態度をとっているつもりはございませんし、あくまでもむつ市民の負託を受けた議員各位の貴重なご意見やご提言を市民の皆様の声と思いつつ、少なくともむつ市の最高議決機関であるむつ市議会の権限と機能を尊重しつつ、真摯な態度で臨んでおります。

また、ガラス張りの市政運営についても言及されておりますが、これについては別段市政にかかわる情報等をすべてクローズして市政運営を推進しているつもりはございませんし、希望を見出せる社会をつくりたいという思いについては、新谷泰造議員の思いといささかも違わないものと存じております。いずれにいたしましても、ガラス張りの市政運営については、新谷泰造議員同様私も望むところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の要旨の3点目、人事の適正、公平についてお答えいたします。まず、私の親族の再就職に関する継続的雇用についてであります。下北自然の家の運営については、青森県の援助、殊に人的支援がなくなる再来年以降について課題を抱えているものの、現状においては青森県

が運営しておりました当時と遜色なくほぼ順調に運営されてきており、教育委員会を初めとする関係者の皆様に対しては深く感謝しているところがあります。

議員が言及されております職員につきましても、長年の行政経験と教育行政で培った能力を発揮して、施設の運営を支える大きな力となっていると伺っているところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

なお、その他施設の詳細につきましては、教育委員会から答弁をいたします。

次に、指定管理施設の人事の指導、関与についてであります。議員ご指摘のとおり、失業者の雇用の問題につきましては、私も議員同様大変憂慮しているところであります。しかしながら、指定管理施設における雇用のについては、これまでも再三お答えしておりますように、あくまでも指定管理者側の裁量において決定されているものであり、その裁量権に制限を課す行政介入は、制度の趣旨に反するものでありますし、雇用された方々に対しても、結果としてセカンドライフや職業選択の自由を不当に制限することとなることは問題であろうと認識しております。したがって、失業者の雇用の問題とは明らかに論点が異なるものと考えます。雇用問題につきましては、産業振興、地域活性化等の総合的な対応が必要であろうと思慮しているところであります。

下北文化会館の雇用については、下北地域広域行政事務組合において指定管理を導入している施設ですので、市長の立場としての発言は控えさせていただきます。

また、国の天下りとどのように趣旨が違うのかについてであります。国家公務員の天下りが問題なのは、あくまでも天下り先において高額な給与や退職金を受け取っていることや、不適切な利益や利権を誘導しているのではと疑念を抱かれる

ような行動そのものであって、むつ市において指定している指定管理者においては、そのような事実はほとんどあり得ないものと思っております。その意味からして、国の天下りの趣旨とは明らかに異なるものと認識しております。

次に、公金横領者の解雇についてであります。さきに懲戒免職処分した市の職員については、あくまでも任命権者が特別権力関係に基づいて行う制裁であり、このたびの指定管理団体の職員については、私の権限の及ぶところではありませんので、当然ながら懲戒処分はできないものとなります。したがって、今回の指定管理者の不祥事案につきましては、当該法人の意思で当該職員を解雇する、あるいは刑事告訴するといった措置は法人としては可能でありましようが、そのことについてはあくまでも市が関与すべき問題ではないものと認識しております。

いずれにいたしましても、去る11月27日の行政報告でも申し上げましたように、当該法人に対しては、指定管理料の一部返還と違約金の請求を通知している段階ですので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、公金を着用した職員の氏名を某新聞社に掲載されたことについてであります。市といたしましては、今回の公金着用事件において自ら着用を申告し、全額弁償が済んでいることや、本人が病氣療養中であること、また市職員に対する処分のうち最も重い処分となる懲戒免職処分を科し、既に相当の制裁を受けていることなどを考慮し、実名による公表を控えさせていただいた次第であります。しかしながら、一部新聞社において実名で報道されましたことにつきましては、まことに遺憾であり、当人、そして家族のことを考えますと、できることならば実名による報道は控えていただきたかったと考えております。当市のように規模が小さな組織におきましては、情報漏え

いの防止に努めたといたしましても、事件の説明上所属部署等を公表することで本人が特定されてしまうこともやむを得ないところでありまして、判明した実名を報道するか否かはマスコミの判断にゆだねざるを得ないのではないかと考えております。いずれにいたしましても、情報管理につきましても、今後とも適正な管理の徹底に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、指定管理施設の理事者の970万円横領事件後の指定管理料500万円の支払いについてお答えいたします。新谷泰造議員ご質問の指定管理料500万円の支払いにつきましても、11月27日の行政報告に対する質問に対しお答えしているところではありますが、ご質問の1点目の理事長の補てんするという約束は書面をもってなされたのかのご質問ではありますが、これについては10月1日付で指定管理者の代表理事より事件報告及び経理事務改善計画についてという報告が文書で提出されており、その中に記載されております。

次に、2点目の横領金補てんの資金の出所の確認をしたのかのご質問ではありますが、この経理事務改善計画の中で金融機関より別融資を受け対応するとされております。

3点目の補てんの約束が果たされなければ、新谷泰造議員の言によります泥棒に追銭となるとは思わなかったのかのご質問ではありますが、事件の報告を受けた時点では、指定管理協定が継続中であり、飼養管理業務が続けられている状況から、支払いをとめることには当たらず、指定管理料の支払いをやめるということは市営牧野の管理運営を休止するということになり、市営牧野を利用されている農家の方々に大きな迷惑がかかることから、それだけは避けなければならないという判断をした次第であります。

また、本事件により当該組合の資金がほとんどないという状態となったことから、監視人や事務

員への給料も支払いが滞っておりましたが、市が支払いした指定管理料の500万円からこの給料が支払いされたほか、滞納していた資材代等の支払いに充てられており、このことは市の調査や監視人の方々からも確認しております。議員は、だまし取られたという表現をなされておりますが、その表現はいかがなものかと考えます。

市では、その後指定管理者に対し、指定管理業務の改善勧告を行い、それに対して指定管理者から回答が提出されましたが、11月16日の市の調査でも約束が履行されていないことが確認され、このことは基本協定の規定に反するものでありますので、11月30日限りで指定管理者の指定を取り消したところであります。

4点目の市の責任はどうなるのかのご質問についてではありますが、これまでご説明申し上げましたとおり、市からの指定管理料500万円の支払いは、基本協定に従い執行したものでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目、財政再建についてのお尋ねについてであります。使用済燃料中間貯蔵施設の着工延期による交付金への影響額を具体的に示せとのことでありますが、電源立地地域対策交付金における原子力発電施設等周辺地域交付金相当部分につきましても、使用済燃料中間貯蔵施設のほか、東通原子力発電所、大間原子力発電所及び原子燃料サイクル施設という各施設の建設状況や操業状況等によって複合的な単価として算定されるものであり、その動向によっては常に数字が変わり得るものでありますことから、使用済燃料中間貯蔵施設だけをもって金額を云々するのは適当ではないものと考えるところであります。

赤字解消計画への影響という点につきましても、電源立地促進対策交付金相当部分の前倒し等によって計画で示しております年間22億5,000万円の確保を目指すほか、行政改革への取り組みを

一層強化することで影響の緩和を図ってまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

むつ総合病院の黒字の見通しとむつ市の負担金との関係につきましては、企画部理事から答弁いたします。

次に、指定管理者制度については、教育委員会の所管施設でありますので、教育委員会から答弁いたします。

次に、移転後の庁舎の維持管理費についてのお尋ねであります。職員総出で引っ越し作業をし、9月24日に業務を始めてからはや2カ月半が過ぎました。職員も次第に新たな執務環境になれ、徐々に落ちつきを取り戻してきております。むつ市市制施行50周年、合併5周年の記念すべき年に新たな庁舎を得られたこととともに、新庁舎に対し、市民の皆様から非常に大きな温かい賛辞をいただいておりますことに心から感謝いたしているところであります。これからの50年に向かう船出のかじ取りを任せられた市長として、議員初め市民の皆様から心から感謝を申し上げ、節目の年に当たり、意を新たに我がむつ市発展のために邁進する所存であります。議員の皆様におかれましては、なお一層のご協力をお願い申し上げる次第であります。

ご質問の庁舎の維持管理経費についてですが、正確には1年を暮らしてみせんとデータがないわけですが、この2カ月間の光熱水費のデータを見る限りにおきましては、想定された範囲におさまるのではないかと考えております。ただ、気象状況が維持管理費を大きく左右することになります。これから本格的な冬が到来しますし、その気象状況によっては暖房費が大きく変動いたします。また、地球温暖化が叫ばれている中、夏の暑さも気になります。急激な気象変動が起こらないことを願うばかりではありますが、灯油単価、電気料金等についても市場の動向によっ

ては、また大きな変動がないとも限りません。

そのような状況を勘案いたしますれば、年間経費が想定範囲を超える場合もないとは断定できたいところでありますので、その点につきましては、ご理解を賜りたいと存じます。

なお、移転後の光熱水費の詳細につきましては、担当部長からお答えいたします。

次に、市長に対し、旧脇野沢村議会の議決に関する資料の提出はあったのか、また不法投棄場所のかぎを管理していたのは業者かについてありますが、私に対し、不法投棄に係る村議会の議決に関する資料の提出はございません。

また、不法投棄場所のかぎの管理についてありますが、旧脇野沢村では一般廃棄物収集業務委託契約の中に清掃センター、最終処分場及び不法投棄現場の管理も含めておりましたことから、受託事業者がかぎの管理をいたしておりました。

次に、廃棄物不法投棄は旧川内町、旧大畑町にもあるのかとのご質問にお答えいたします。これまで両地区とも廃棄物の処理及び清掃に関する法律で定められた方法により処理しており、そういう事例はありませんでしたので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

次に、廃棄物処理費6億2,000万円の損害の回収についてですが、このご質問に関しましては、平成21年2月27日開会のむつ市議会第199回定例会における新谷泰造議員の一般質問において答弁しておりますので、一部繰り返しになりますが、お答えいたします。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律、いわゆる廃棄物処理法の第16条には、何人もみだりに廃棄物を捨ててはならないと、また同法第16条の2は、何人も次に掲げる方法による場合を除き廃棄物を焼却してはならないと規定されており、本事案はこれらの規定に違反することは疑いの余地がないものであります。しかしながら、本事案に係る公

訴時効は5年とされており、不法投棄関係者らに対する告訴は既に時効が成立しており、犯罪として立件することが不可能であります。また、民法上不法行為に基づく損害賠償請求権の時効期間が3年とされており、損害賠償の請求もまた不可能であります。

なお、議員ご承知のとおり、昨年水産物加工会社による不法投棄が発覚し、廃棄物処理法違反で関係者が逮捕された件につきましては、脇野沢赤坂地区の不法投棄事案と相違し時効が成立していないことや、当該法人の行った不法投棄の事実が立件されたことなどから罰則が適用されたものであります。本来なら不法投棄関係者らに対して廃棄物処理費の負担を求めるべき、また求めたいところではありますが、このようなことから法的責任の追及は事実上不可能であります。市町村合併により結果として本事件を継承しなければならなくなった私といたしましては、大変遺憾であり、市民の皆様にはまことに申しわけなく、深くおわびを申し上げる次第であります。

なお、不法投棄関係者らの道義的責任につきましては、これまでもお答えしておりますように、それぞれの判断にゆだねざるを得ないところであります。この結果として、多額の貴重な税金を投入せざるを得ない状況となっておりますので、今後再びこのようなことがないよう、より一層法令遵守を徹底する所存でありますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、私道の整備についてのご質問にお答えいたします。私道整備補助金交付制度より進んだ制度を新設できないかとのことでありますが、私道整備補助金交付制度は、私道を利用する方々が資金を拠出し合って行う工事について市が費用の一部を補助する制度でありますので、全額補助あるいは全額補助に近い高率の補助金を交付する制度を新設することは考えておりませんので、ご理解

を賜りたいと存じます。

○議長（村中徹也） 教育長。

（牧野正藏教育長登壇）

○教育長（牧野正藏） 新谷泰造議員のご質問にお答えいたします。

まず、下北自然の家についてであります。下北自然の家につきましては、平成20年4月1日に青森県から無償譲渡を受け、平成22年度までの3年間という条件つきながら、年間1,000万円の運営費の補助金と下北自然の家の設立の根幹でもある自然体験学習を支える社会教育主事2名の派遣を受け運営しているところであります。県から市に移譲された時点で青森県が運営していた形態と市が運営する形態と異なることに加えて、平成23年度からの派遣、県職員の引き揚げに伴う研修部門を主体とした運営方法のあり方、業務の委託のあり方等に一定の方向性を見出す必要性があったことから、学校教育に精通しており、研修部門を統括できる人材、さらに児童・生徒の自然体験学習などの教育内容や業務委託の検討、財政運営に精通している人材を必要としたことから、現在の所長、副所長がその任に適任であると判断し、協力をお願いしたものであります。

現在は、平成23年度からの社会教育主事の派遣終了、運営費補助金の打ち切りに伴う下北自然の家の運営について、さらには児童・生徒に対する研修のあり方、指定管理を含めた業務推進のあり方、経営について検討をいただいております。この意味からいたしましても、平成23年度からの下北自然の家の運営を軌道に乗せるため奮闘しているということでもありますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、ウェルネスパークの指定管理についてのご質問にお答えいたします。まず、指定管理料の中に自主事業に関する施設管理費と運営費が含まれているかとお尋ねであります。指定管理料は、

施設を維持管理するために必要な経費として、市が指定管理者に支払うものであります。したがって、施設を使用して実施する自主事業の運営費は含まないということであります。

次に、1億1,500万円の本事業と3,880万円の自主事業の区別についてのお尋ねであります。1億1,500万円の業務は、施設設備等の適正な維持管理業務、受け付け、貸し出し業務、トレーニング機器等の使用指導であり、自主事業とはエアロビクスや水中ウォーキングなどであります。

次に、指定管理料の人件費と自主事業の人件費とはどのように違うのかとお尋ねであります。ウェルネスパークに雇用されている職員は、受け付け業務、プール遊泳者監視業務、トレーニングジム機器使用指導など指定管理業務につくときとエアロビクスや水中ウォーキング等の自主事業につくときがあります。したがって、勤務シフト、勤務時間によって指定管理業務と自主事業とに区別することとしているところであります。

次に、自主事業の人件費のほかにかかる経費はどのようなものがあるかとお尋ねであります。そのほかの経費といたしましては、広告費を含む事務消耗品費、業務を行うための保険料、物品の購入費、指導資格を取得するための旅費、研修費、指導プログラムの著作権料などあります。

次に、平成20年4月から平成21年11月までの毎月の指定管理料と本体事業と自主事業の人件費の額を示せとお尋ねありますが、これにつきましては、教育部長から説明させます。

次に、自主事業の事業計画を認めた経緯を示せとお尋ねであります。指定管理者制度は、多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応するため、施設の管理運営に民間活力を活用して、より柔軟で質の高い住民サービスの提供と経費の節減を図ることを目的としております。指定管理業務は、公の施設の維持管理のほか、施設を市民の利

用に供することを主たる業務としており、市が指定した業務をいかに効率的、効果的に実施し、住民ニーズに沿った利用を図れるかが重要な要素であります。

一方、自主事業は市が指定した業務以外で住民サービスの一環として、また施設の利用拡大を図るという趣旨から、住民ニーズに基づき指定管理者が独自に実施する事業であります。ウェルネスパークで実施されている事業は、まさに住民ニーズにマッチし、多くの利用者に喜ばれている状況にあり、これらの事業は住民の体力づくり、健康づくりに貢献する事業でありまして、指定管理者から実施したい旨の申請がありますと、これを吟味し、承認しているところであります。これらの住民ニーズに合った事業が利用者を増加させ、収益の増加となっていることをご理解賜りたいと存じます。

次に、営利を目的とする指定管理者の企業努力とはどのようなものかとお尋ねであります。ただいま申し上げましたとおり、住民ニーズに応じた事業展開を図ること自体が企業努力でありますし、そのほか施設管理面では経費の節減をいかに図り、効率的運営を行うかも企業努力であろうと考えております。

次に、自主事業の収入額が減額された理由は何かとお尋ねであります。平成18年度の施設使用料と自主事業収入の合計が約4,600万円でありまして、平成19年度の場合は自主事業収入だけで約3,880万円であります。したがって、減額したものではないわけであります。

次に、収益2,000万円を1,370万円にしたのではないかとお尋ねありますが、平成19年度の収益では、自主事業だけを見ますと、約1,370万円あります。自主事業と指定管理業務の両方を合計しますと、約2,080万円になるということですので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、陸上競技場等のむつ地区体育施設指定管理業務で赤字を出した団体が指定管理者としての業務を行うのは不適切ではないかとお尋ねであります。むつ地区体育施設指定管理業務では、平成20年度決算において欠損金を生じたものでありますが、この要因は暖冬少雪により指定管理業務の収入の大半を占めるリフト使用料が予定額に達しなかったことによるものでありまして、指定管理者の責めによらない理由により欠損金が生じたものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（村中徹也） 企画部理事。

○企画部理事（近原芳栄） 財政再建のご質問について、市長答弁に補足説明させていただきます。

下北医療センターが策定した平成21年度から平成25年度までの改革プランで平成25年度におけるむつ総合病院の黒字が約15億円に上る計画となっているが、公営事業に対する負担金としてむつ市の一般会計から毎年繰り出している額にどのような影響を与えるのかというお尋ねについてであります。公営事業会計と一般会計との費用負担の関係について、大きくくりで申し上げますと、原則的には公営事業は自らの事業活動から生ずる収入で賄うものとされておりまして、しかしながら、本来受益者負担の原則に基づき料金という形で回収するのに適さない経費、例えば救急医療の確保に要する経費、あるいは病院が行う各種集団検診の医療相談等に係る経費等については一般会計で負担すべきものであります。また、もともと不採算となることが明らかなサービス活動でありながら公共的な必要性から行わざるを得ないような活動に要する経費、例えば高度医療に要する経費、精神棟や小児医療に要する経費等がこれに当たりますが、これらに伴う収入をもって充てることができない部分についても一般会計が負担すべきものとされているところであります。

このように一般会計が負担する部分については公営企業に対する繰り出し基準という形で、その項目や負担する範囲についてルール化されており、病院事業全体で黒字になったからといって負担を免れるというものでありません。

いずれにいたしましても、年度末における決算見込みにより負担金の過不足について調整を行うこととしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） 本庁舎の管理について、移転後の光熱水費の詳細につきまして、市長答弁に補足説明させていただきます。

先ほど市長が答弁申し上げましたように、光熱水費、総額では新庁舎が旧庁舎に比べまして、ほぼ2倍の広さになっているにもかかわらず、わずか2カ月強の実績額ではございますが、約1.5倍とほぼ想定内におさまっているところでございます。

9月分は数日でございましたので、割愛して、10月、11月分、2カ月分を申し上げますと、電気料は10月が約11万6,000キロワットで209万4,587円、11月は約12万6,000キロワットで221万8,433円でございました。水道料につきましては、10月が740立米で22万9,770円、11月は720立米で22万4,331円でございました。燃料費につきましては、灯油使用料でございますが、10月16日から暖房を入れてございますが、10月が4.2キロリットルの23万3,289円、11月では12.6キロリットルの69万9,867円でございます。それで、光熱水費の合計額では10月分で約256万円、11月では約315万円ということでございまして、いずれも1カ月単位の使用料といたしましては、想定内にとどまっているところでございます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） 教育長答弁に補足説明をさせていただきます。

平成20年4月から平成21年11月までの毎月の指定管理料と本体事業、それから自主事業の人件費の額を示せということでもありますので、月ごとに示したいと思います。

まず、指定管理料と人件費については指定管理分、それから自主事業分という形で数字だけを並べさせていただきますので、ご了解を賜りたいと思います。時間がありませんので、数字だけを並べさせていただきます。

平成20年4月、950万円、336万4,912円、114万3,181円。5月、950万円、357万2,120円、118万4,665円。6月、950万円、367万7,057円、121万1,725円。7月、950万円、399万1,414円、129万2,785円。8月、950万円、365万6,480円、120万6,419円。9月、950万円、348万9,372円、116万3,328円。10月、950万円、343万8,309円、115万160円。11月、950万円、356万4,089円、118万2,595円、474万6,684円。12月、975万円、421万777円、134万9,350円。

平成21年1月……

○議長（村中徹也） 教育部長、発言をとめなさい。まだまだかかりますか。

○教育部長（佐藤節雄） あと平成21年の1月から11月分まででございます。

○議長（村中徹也） 時間がないといっても、それでは答弁になっておりません。ゆっくりわかるように。それでは、答弁が早くて質問者が聞き取れない。時間を気にせず。時間は、私の裁量です。ゆっくりと質問者にわかるように教えてください。

○教育部長（佐藤節雄） それでは、平成21年1月の指定管理料です。975万円。それから、指定管理分の人件費になります。335万1,392円。自主事業分の人件費112万7,748円です。

それから、平成21年2月分の指定管理料ですけれども、975万円、指定管理分の人件費は355万6,012円、自主事業分の人件費は118万515円でございます。

平成21年3月分の指定管理料は975万円、指定管理分の人件費は332万3,632円でございます。自主事業分の人件費は125万1,845円でございます。

平成21年4月分の指定管理料、これは950万円でございます。指定管理分の人件費は493万210円でございます。自主事業分の人件費は86万3,743円でございます。

平成21年5月分の指定管理料は950万円、指定管理分の人件費は501万1,970円、自主事業分の人件費は75万955円でございます。

平成21年6月分の指定管理料は……

（「議長、議事進行」の声あり）

○議長（村中徹也） 発言を続けなさい。今発言中です。

○教育部長（佐藤節雄） 平成21年6月分の指定管理料は950万円、指定管理分の人件費は525万6,551円、自主事業分の人件費は106万1,473円でございます。

平成21年7月分の指定管理料は950万円、指定管理分の人件費は499万1,818円、自主事業分の人件費は103万5,995円であります。

平成21年8月分は、指定管理料が950万円、指定管理分の人件費は630万9,361円、自主事業分の人件費は106万3,677円でございます。

平成21年9月分の指定管理料は950万円、指定管理分の人件費は540万5,120円でございます。自主事業分の人件費は108万9,242円でございます。

平成21年11月分の指定管理料は950万円、指定管理分の人件費は540万2,426円、自主事業分の人件費が102万6,641円でございます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 議事進行を認めます。20番馬

場重利議員。

○20番（馬場重利） 時間は議長裁量で、これはわかりますけれども、発言中に手を挙げましたのは、これまだまだ時間がかかるものと私判断して途中で挙げたわけです。今答弁を求めている内容は、質問者がそれを知りたいということであって、この答弁を聞いて我々も、それからエフエムアジュールを聞いている市民の方々もわからないのです。こういうことは、やはり質問者に詳細に後ほど文書で提出するというなり、そういう形にしないと、今後この時間制限の1時間というのは乱れてくる。このことをひとつ議長裁量でお願いしたいと思います。

○議長（村中徹也） 申し上げます。

ただいま馬場議員から一般質問の申し合わせ時間についての議事進行が出されました。

ここで議員各位にお諮りいたします。新谷泰造議員は、むつ市議会第200回定例会においても、一般質問の申し合わせ時間を守ることなく時間超過いたしました。今回もまた申し合わせ時間を超過し、議事進行がかかりました。このことは、議会運営上、非協力的でまことに遺憾であります。よって、新谷泰造議員の一般質問を打ち切りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 全会一致でご異議なしと決まりました。

よって、新谷泰造議員の一般質問を打ち切ります。

◎散会の宣告

○議長（村中徹也） 以上で本日の日程は全部終わりました。

なお、明12月10日は富岡幸夫議員、中村正志議員、野呂泰喜議員、目時睦男議員の一般質問を行

います。

本日はこれで散会いたします。

午後 3時17分 散会

